

令和 7 年度

政策評価等の実施状況及びこれらの  
結果の政策への反映状況に関する報告

令和 8 年 6 月



## はじめに

政策評価制度は、平成 13 年 1 月の中央省庁等改革の柱の一つとして導入されたものである。その後、同年 6 月には、制度の実効性を高め、国民の信頼の一層の向上を図るため、行政機関が行う政策の評価に関する法律（平成 13 年法律第 86 号）が制定され、14 年 4 月から施行されている。

政策評価制度は、各行政機関が自ら所掌する政策の効果を測定・分析し、評価を行うことにより、政策の企画立案・実施に役立てることを基本とする制度である。これによって、効率的で質の高い行政や成果重視の行政を実現していくとともに、国民に対する行政の説明責任を果たしていくことを目的としている。また、同法第 12 条において、総務省は、各行政機関の政策について、政府全体としての統一性を確保する見地又は総合的な推進を図る見地から評価を行うとともに、各行政機関の政策評価の実施状況を踏まえ、政策評価の客観的かつ厳格な実施を担保するための評価を行うものとされている。

本報告は、同法第 19 条の規定に基づき、令和 7 年度における政策評価等の実施状況及びこれらの結果の政策への反映状況について取りまとめ、国会に提出するものである。

本報告では、まず、「Ⅰ 政策評価制度の概要」において、政策評価制度の導入の経緯や仕組み等について記載し、次に、「Ⅱ 令和 7 年度における政策評価の取組」において、令和 7 年度における政策評価の取組として特筆すべきものを記載している。

そして、「Ⅲ 政策評価等に関する計画、令和 7 年度の実施状況等（政府全体の状況）」において、各行政機関が行う政策評価の概要及び評価専担組織としての総務省が行う政策の評価の概要を記載している。

最後に、「Ⅳ 政策評価制度に関する主な経緯」において、平成 9 年度以降の政策評価制度に関する主な経緯を、年度ごとに記載している。

# 目 次

<b>I 政策評価制度の概要</b>	
1 政策評価制度の仕組み等-----	1
2 政策評価の実施時期-----	5
<b>II 令和7年度における政策評価の取組</b>	
1 令和7年度における政策評価の取組-----	6
<b>III 政策評価等に関する計画、令和7年度の実施状況等（政府全体の状況）</b>	
1 各行政機関が行う政策評価-----	8
2 評価専担組織としての総務省が行う政策の評価-----	39
<b>IV 政策評価制度に関する主な経緯</b>	
1 政策評価制度に関する主な経緯-----	45

\* 本報告において対象としている各行政機関の政策評価は、令和7年度に評価書が公表されたものである。

ただし、予算成立後に公表することとされている公共事業の新規採択等に係る評価については、令和8年度予算の成立（令和8年4月7日）に伴い、8年4月に公表されたものを含めており、前回報告（令和7年6月3日）に含めたものは除いている。

\* 各行政機関別の政策評価の結果及びこれらの政策への反映状況については、総務省ホームページ（[https://www.soumu.go.jp/menu\\_news/s-news/hyouka\\_r07houkoku-3.html](https://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/hyouka_r07houkoku-3.html)）に掲載している。

\* 各行政機関の政策評価に関する情報については、総務省ホームページ上の「政策評価ポータルサイト」（[https://www.soumu.go.jp/main\\_sosiki/hyouka/seisaku\\_n/portal/index.html](https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/hyouka/seisaku_n/portal/index.html)）において、一元的に閲覧・利用することが可能である。

# I 政策評価制度の概要



# 1 政策評価制度の仕組み等

## (1) 政策評価制度の導入

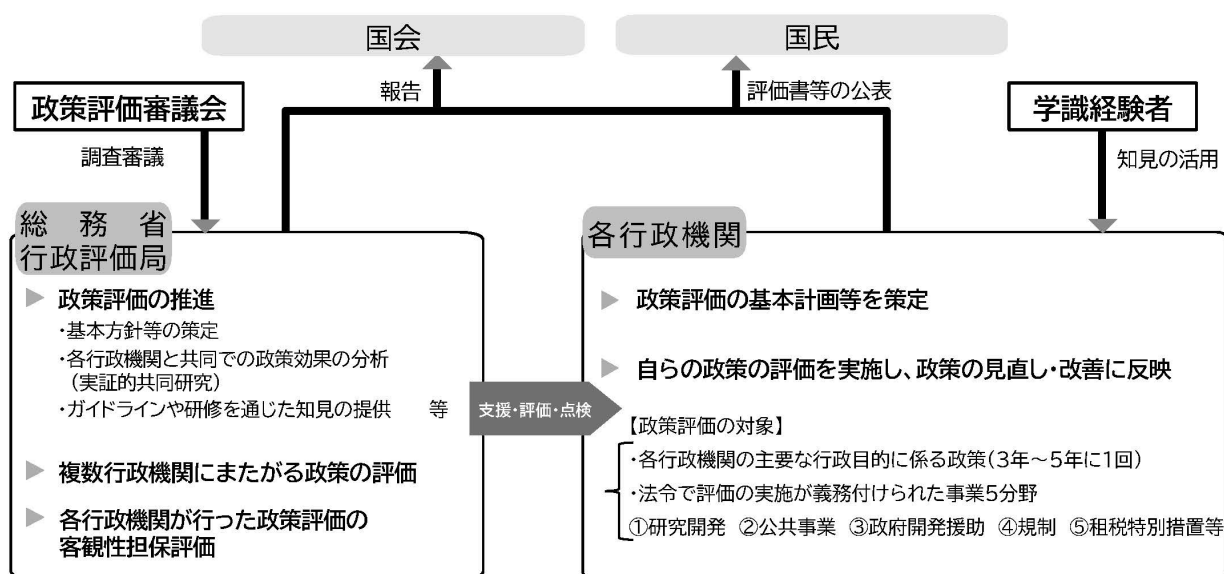
政策評価制度は、国民本位の効率的で質の高い行政の実現などを目的として、中央省庁等改革の柱の一つとして、平成13年1月、全政府的に導入された。同年6月には、制度の実効性を高め、国民の信頼の一層の向上を図るため、行政機関が行う政策の評価に関する法律（平成13年法律第86号。以下「法」という。）が制定され、14年4月から施行されている。法施行以降、随時制度の見直しを行いながら、政府全体としての取組が進められている。

【IV-1（45ページ以下）参照】

## (2) 政策評価制度の仕組み

政策評価は、各行政機関が、政策を企画立案し遂行する立場から、その所掌する政策について自ら評価を行うことが基本である。また、評価専担組織としての総務省は、政策を所掌する各行政機関とは異なる立場から、各行政機関が担うことができない、又は各行政機関による政策評価だけでは十分に達成することができない評価を実施することとされている。

図1 政策評価制度の仕組み



### ア 各行政機関が行う政策評価

各行政機関は、その所掌に係る政策について、適時に、その政策効果を把握し、これを基礎として、必要性、効率性又は有効性の観点その他当該政策の特性に応じて必要な観点から、自ら評価するとともに、その評価結果を当該政策に適切に反映させなければならないこととされている。

## (7) 基本計画及び実施計画の策定

行政機関の長は、当該行政機関の所掌に係る政策について、3年以上5年以

下の期間ごとに、計画期間や計画期間内における事後評価の対象政策など当該行政機関における政策評価に関する基本的事項を定めた政策評価に関する基本計画（以下「基本計画」という。）を定めなければならないこととされている。また、事後評価については、その具体的な方法等を定めた事後評価の実施に関する計画（以下「実施計画」という。）を1年ごとに定めなければならないこととされている。

【Ⅲ－１－（１）－ア（８ページ以下）参照】

#### （イ） 事前評価の実施

行政機関は、国民生活若しくは社会経済に相当程度の影響を及ぼす政策又は多額の費用を要することが見込まれる政策であり、かつ、評価の方法が開発されているものとして、研究開発、公共事業、政府開発援助、規制及び租税特別措置等に係る政策については、事前評価を実施することが義務付けられている。

【Ⅲ－１－（１）－イ－（ア）（８ページ以下）参照】

#### （ウ） 事後評価の実施

行政機関は、基本計画及び実施計画に基づき、事後評価を行わなければならないこととされており、政策の決定後において、政策効果を把握し、これを基礎として、政策の見直し・改善や新たな政策の企画立案及びそれに基づく実施に反映させるための情報を提供する見地から行っている。

【Ⅲ－１－（１）－イ－（イ）（８ページ以下）参照】

#### （エ） 評価書の作成・公表

行政機関の長は、政策評価を行ったときは、政策評価の観点、政策効果の把握の手法及びその結果、学識経験を有する者の知見の活用に関する事項並びに政策評価の結果等を記載した評価書を作成し、総務大臣に送付するとともに、当該評価書及びその要旨を公表しなければならないこととされている。

#### （オ） 政策評価の結果の政策への反映状況の公表

行政機関の長は、評価書の公表のほか、少なくとも毎年1回、当該行政機関における政策評価の結果の政策への反映状況について、総務大臣に通知するとともに、公表しなければならないこととされている。

【Ⅲ－１－（３）（12ページ以下）参照】

### イ 評価専担組織としての総務省が行う政策の評価

総務省は、評価専担組織として、各行政機関が担うことができない、又は各行政機関による政策評価だけでは十分に達成することができない評価を効果的かつ効率的に行う観点から、以下のような評価活動を実施しており、総務大臣は、必要があると認めるときは、関係する行政機関の長に対し、当該評価結果を政策に反映させるために必要な措置をとるべきことを勧告するとともに、当該勧告の

内容を公表することとされている。

なお、総務大臣は、毎年度、当該年度以降の3年間についての評価に関する計画を定めなければならないこととされており、当該計画については、総務省が毎年度策定している行政評価等プログラムに掲載している。

【Ⅲ－2－(1) (39 ページ以下) 参照】

#### (7) 統一性又は総合性を確保するための評価

2以上の行政機関に共通するそれぞれの政策であってその政府全体としての統一性を確保する見地から評価する必要があると認めるもの又は2以上の行政機関の所掌に関係する政策であってその総合的な推進を図る見地から評価する必要があると認めるものについては、総務省が統一性又は総合性を確保するための評価を行うこととされている。

【Ⅲ－2－(2) －ア (40 ページ以下) 参照】

#### (イ) 政策評価の客観的かつ厳格な実施を担保するための評価活動

行政機関の政策評価の実施状況を踏まえ、当該行政機関により改めて政策評価が行われる必要がある場合若しくは社会経済情勢の変化等に的確に対応するために当該行政機関により政策評価が行われる必要がある場合において当該行政機関によりその実施が確保されないと認めるとき、又は行政機関から要請があった場合において当該行政機関と共同して評価を行う必要があると認めるときは、総務省が当該行政機関の政策について、政策評価の客観的かつ厳格な実施を担保するための評価を行うこととされている。

【Ⅲ－2－(2) －イ (43 ページ以下) 参照】

### ウ 政策評価の実施状況等の国会への報告

政府は、毎年、各行政機関が行った政策評価及び総務省が行った政策の評価の実施状況並びにこれらの結果の政策への反映状況に関する報告書を作成し、これを国会に提出するとともに、公表しなければならないこととされている。

### エ 政策評価審議会

総務省に設置されている審議会であり、法の規定に基づき、総務大臣は、「政策評価に関する基本方針」(平成17年12月16日閣議決定。以下「基本方針」という。)の策定・変更に当たっては、その案をこの審議会の意見を聴いて作成することとされている。

このほか次に掲げる事項について調査審議すること及びこれらの事項に関し、総務大臣に意見を述べることをつかさどっている。

- ・ 政策評価に関する基本的事項
- ・ 統一的若しくは総合的な評価又は政策評価の客観的かつ厳格な実施を担保するための評価に関する重要事項
- ・ 各行政機関の業務の実施状況の評価及び監視に関する重要事項

**(3) 各行政機関が行う政策評価及び評価専担組織としての総務省が行う政策の評価の取組状況（法施行後の推移）**

**ア 各行政機関が行う政策評価**

各行政機関が行う政策評価は、平成 14 年度以降 4 年間は毎年度 1 万件前後で推移したが、17 年 12 月の基本方針の策定を踏まえ、各行政機関において評価対象の重点化・効率化を進めたことなどから、18 年度には 3,940 件となった<sup>(注)</sup>。平成 21 年度に公共事業の評価を行っている行政機関における新規採択に係る評価の減少等により 2,645 件となって以降は 2,000 件台で推移しており、令和 7 年度は 2,426 件となっている。

(注) 平成 20 年度は、国土交通省が公共事業について自主的に行っている再評価（事業採択後一定期間（事業の種類によって 5 年又は 10 年）以上が経過しているものについての評価）の実施時期が到来したものが多かったことを主な要因として、7,088 件となっている。

【IV-1（45 ページ以下）参照】

**イ 評価専担組織としての総務省が行う政策の評価**

**(7) 統一性又は総合性を確保するための評価**

統一性又は総合性を確保するための評価については、法が施行された平成 14 年度以降令和 7 年度までに、35 テーマについて政策の見直しや改善を図るため、関係行政機関の長への意見通知又は勧告を行っている。

【IV-1（45 ページ以下）参照】

**(イ) 政策評価の客観的かつ厳格な実施を担保するための評価活動**

政策評価の客観的かつ厳格な実施を担保するための評価活動については、平成 16 年度から、従来の評価の実施形式の点検（要件審査）に加え、内容に係る点検（内容点検）に着手し、政策評価について関係行政機関に対し課題等を指摘している（平成 22 年度からは、要件審査及び内容点検は区分せず「点検」として取組状況を整理）。

【IV-1（45 ページ以下）参照】

## 2 政策評価の実施時期

### (1) 各行政機関が行う政策評価

各行政機関においては、主として、毎年度の業務開始に向け、年度末頃に翌年度の実施計画を策定し、これに基づき政策評価を実施している。

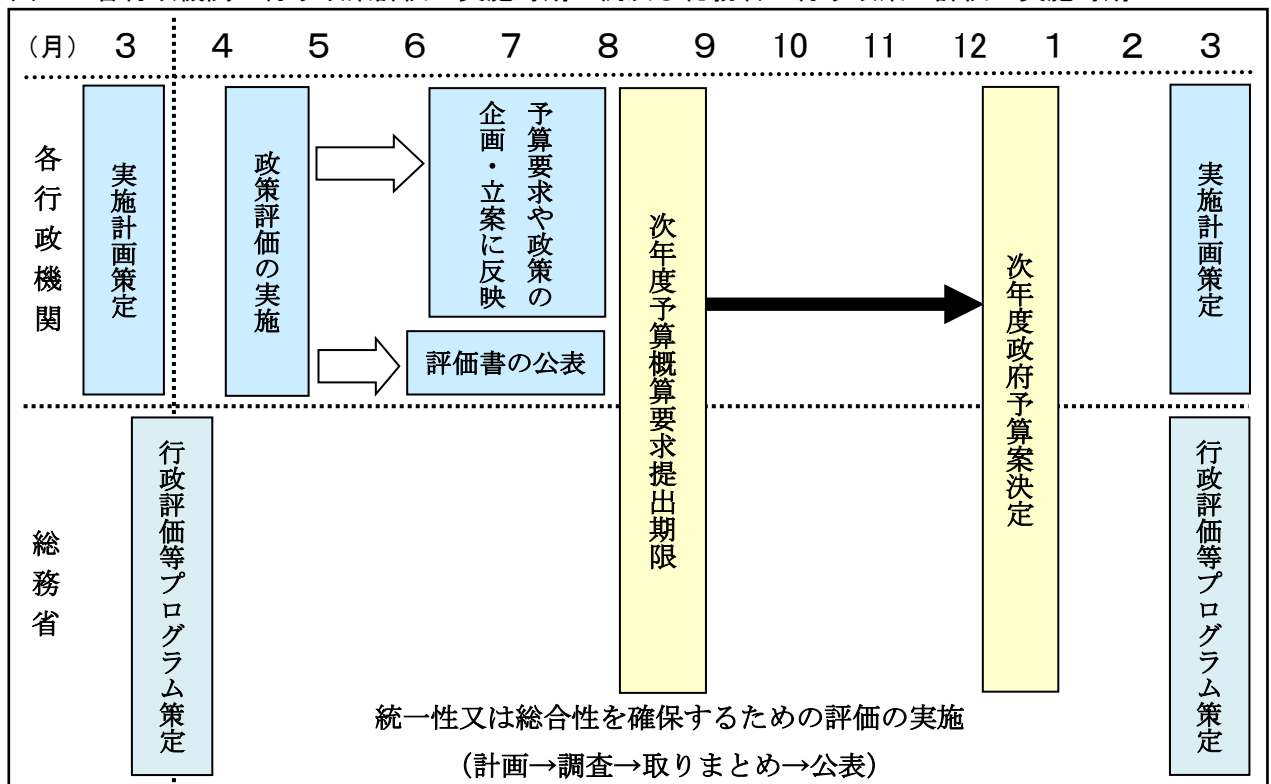
政策評価は、例年、予算要求等に反映させるため、8月末の予算概算要求提出期限を踏まえ、その多くが実施されているとともに、公共事業の新規採択等のため、年度末にも多く実施されている。

### (2) 評価専担組織としての総務省が行う政策の評価

総務省が行う統一性又は総合性を確保するための評価については、当該年度以降の3年間についての評価に関する計画に基づき実施している。当該計画は、行政を取り巻く情勢の変化を踏まえ、毎年度見直し・改定を行うこととしており、総務省が毎年度策定している行政評価等プログラムに掲載している。

【Ⅲ－2－(1) (39 ページ以下) 参照】

図2 各行政機関が行う政策評価の実施時期の例及び総務省が行う政策の評価の実施時期





## Ⅱ 令和7年度における政策評価の取組



## 1 令和7年度における政策評価の取組

社会経済の急速な変化に伴い一層複雑化・困難化する課題に対応していくためには、政策の現状を適切に把握し、これまでの進捗を評価した上で必要な軌道修正を行う機動的かつ柔軟な政策展開を図っていくことが有効である。そのためには、政策の進捗状況の的確な把握とその結果を改善方策の検討・実施に反映していくという政策評価の機能を活用し、新たな挑戦や前向きな軌道修正を積極的に行うことが重要である。

そうした認識から、令和5年3月、基本方針の一部変更を行い、政策効果の把握・分析にこれまで以上に積極的に取り組み、政策評価により得られた情報を政策の見直しや改善を含む意思決定過程において活用することとし、各行政機関の長が一部変更後の基本方針を踏まえて初めて策定する基本計画の計画期間を試行的取組の期間と位置付けた。これを受け、各行政機関においては新たな評価手法の導入などの創意工夫に取り組んでいる。

総務省は、政策効果の把握・分析手法等についての知見や方法を整理し、「効果的な政策立案・改善に向けた政策評価のガイドライン」（令和6年3月総務省行政評価局策定）として提供するなど、各行政機関の取組を後押ししており、令和7年度においては、以下のような取組を行った。

### (1) 各行政機関の個別支援と基本方針一部変更後の取組の振り返り

基本方針の一部変更を踏まえ、各行政機関における政策立案・改善の実務において、政策の特性に応じた政策効果の把握・分析や意思決定過程における活用等を行うことができるよう、新たな政策評価の工夫の検討や、個別の施策・事業の効果の把握・分析等、各行政機関が直面する課題や悩みについて相談に応じるなど、伴走型で支援を行った。また、基本方針の一部変更から3年が経過し、多くの行政機関において試行的取組が進みつつあることから、政策評価審議会において、各行政機関及び総務省の取組を振り返り、運用上の課題や各行政機関のニーズ等を把握・整理した上で、各行政機関の取組を後押しする更なる方策について議論を行った。

当該議論を踏まえ、総務省は、意思決定への更なる活用、メリハリのある政策評価の実現、関係者間で認識を一にした取組とするためのコミュニケーションの充実を目指す「政策評価に関する基本方針の見直しの振り返りを踏まえた今後の支援策一次なる政策改善を導くための評価とするために－」（令和8年3月総務省行政評価局）を取りまとめた。

詳細は、総務省ホームページ（政策評価に関する基本方針の見直しの振り返りを踏まえた今後の支援策一次なる政策改善を導くための評価とするために－（令和8年3月総務省行政評価局））参照（[https://www.soumu.go.jp/main\\_content/001063179.pdf](https://www.soumu.go.jp/main_content/001063179.pdf)）

### (2) 実証的共同研究

各行政機関の政策改善を支援するとともに、得られた知見を各行政機関と共有し、EBPM（エビデンスに基づく政策立案）の実践を後押しするため、平成30年度から各行政機関及び学識経験者と連携して具体的な政策を対象に共同で政策効

果の把握・分析を行う実証的共同研究を実施しており、令和5年度からは、これによって得られる知見の多様化のため、地方公共団体とも実施している。令和7年度は表1の取組を行った。

表1 令和7年度の実証的共同研究の主な取組

（「少年院における矯正教育等の効果検証及び見直し」に関する調査研究の概要）

法務省では、少年院の入院者を対象にアンケートを通じた矯正教育等の効果検証を実施してきた。しかし、既存のアンケートは入院時点など限られた時点で収集される情報であり、矯正教育による変化を十分に反映しきれないほか、少年ごとに、どのような矯正教育を受けたのか、また、入院後の状況も一律ではないことから、その効果を定量的に検証するには制約が生じている。

そこで、本調査では、既存のアンケートを前提とした調査手法が抱える課題及び限界を整理するとともに、新たな分析の視点として、大規模言語モデルの活用を行った。例えば、これまで効果検証において活用が限定的であったアンケートの自由記述や少年の日記について、大規模言語モデルを用いて再犯要因の関連性の整理、矯正施設の院内環境の把握といった分析を行い、その他にも既存設問の追加・修正等によるアンケートの見直し等を行った。

この結果、少年本人の認識であることやサンプル数が少ないなどの理由から、一般化には留意が必要であるものの、主に以下のような分析結果を得た。

- ・ 再犯要因の関連性を図式化したことで、性別等の属性ごとに現れる再犯要因の違いが明確になり、再犯対策施策の対象の優先度を検討する手がかりを得た。
- ・ 在院中の心情変化の推移を確認することが可能となり、入院初期から日記を通じて職員とのやり取りが行われていた少年においては、社会通念上望ましいと考えられる変化がみられた。

今後、法務省においては、今回得られた結果も踏まえて、在院中の状態把握やリスクの早期発見など、より効果的な矯正教育の提供に向けた更なる取組の検討を行う予定である。

今回の取組は、行政機関の記録などテキストデータが定期的に蓄積される幅広い政策領域で、生成AIを活用した効果検証の可能性を示したものであり、本調査研究で得られた知見については、EBPMの実践を後押しするため、各行政機関にも共有していく。

詳細は、総務省ホームページ（総務省行政評価局が取り組むEBPM）参照（[https://www.soumu.go.jp/main\\_sosiki/hyouka/seisaku\\_n/seisaku\\_ebpm.html](https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/hyouka/seisaku_n/seisaku_ebpm.html)）

(3) EBPM関係の学術論文等の知見の整理・提供

各行政機関が政策の企画立案や評価設計の際に、政策効果の把握・分析手法等に関する知見・ノウハウを活用できるよう、研究成果や学術論文等を基に知見を整理し、各行政機関の政策担当者への解説講義やワークショップを実施した。

Ⅲ 政策評価等に関する計画、令和7年度の実施状況等  
(政府全体の状況)



## 1 各行政機関が行う政策評価

### (1) 政策評価に関する計画の策定状況

#### ア 基本計画及び実施計画の計画期間

各行政機関は、法第6条第1項において、3年以上5年以下の期間ごとに基本計画の策定が義務付けられており、また、法第7条第1項において、1年ごとに実施計画の策定が義務付けられている。

各行政機関が定める基本計画及び実施計画の計画期間の設定状況については、表1のとおりとなっており、基本計画の計画期間については、5年と定めている機関が19機関、4年以上5年未満と定めている機関が2機関、3年と定めている機関が3機関となっている。また、実施計画の計画期間については、会計年度（4月から翌年の3月まで）としている機関が22機関、その他の期間としている機関が2機関となっている。

#### イ 政策評価の実施に関する事項

##### (7) 事前評価

各行政機関は、基本計画において、法第6条第2項第5号に基づき定める事前評価の対象とする政策について、法第9条等で実施が義務付けられている政策（一定の要件に該当する研究開発、公共事業、政府開発援助、規制及び租税特別措置等（義務付け5分野））等を定めている。

##### (イ) 事後評価

各行政機関は、実施計画において、法第7条第2項に基づき事後評価の対象とする政策及びその政策ごとの評価方式について定めている。事後評価の対象とする政策は、各行政機関の任務を達成する上で主要な政策として基本計画に掲げる政策、未着手及び未了の政策並びに実施計画の期間内において事後評価の対象としようとする政策である。

各行政機関の基本計画及び実施計画の策定状況については、総務省ホームページ ([https://www.soumu.go.jp/main\\_sosiki/hyouka/seisaku\\_n/fusyou\\_keikaku.htm](https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/hyouka/seisaku_n/fusyou_keikaku.htm))

#### 1) 参照

表 1 基本計画及び実施計画の策定状況

基本計画期間	行政機関名	計画期間の設定状況								
		令和3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
5年	内閣府					←→				
	宮内庁					←→				
	個人情報保護委員会					←→				
	カジノ管理委員会					←→				
	こども家庭庁					←→				
	デジタル庁 <sup>(注3)</sup>					←→				
	復興庁					←→				
	総務省					←→				
	公害等調整委員会					←→				
	法務省					←→				
	外務省					←→				
	財務省					←→				
	文部科学省					←→				
	厚生労働省					←→				
	農林水産省					←→				
	国土交通省					←→				
	環境省					←→				
原子力規制委員会					←→					
防衛省					←→					
4年以上 5年未満	金融庁 <sup>(注4)</sup>					←→				
	公正取引委員会					←→				
3年	国家公安委員会・警察庁					←→				
	消費者庁					←→				
	経済産業省					←→				

- (注) 1 本表は、令和7年度における政策評価の実施に係る各行政機関の基本計画及び実施計画を基に作成した。  
 2 「」は基本計画の計画期間、「←→」は実施計画の計画期間を表す。  
 3 デジタル庁については、基本計画の計画期間は令和6年1月から10年12月までであり、実施計画の計画期間は7年1月から12月までである。  
 4 金融庁については、基本計画の計画期間は令和4年4月から8年6月までであり、実施計画の計画期間は7年7月から8年6月までである。  
 5 各行政機関は、令和5年3月の基本方針の一部変更を踏まえて初めて策定する基本計画の計画期間を試行的取組の期間と位置付け、政策の特性に応じた評価を試行。令和7年度までの主な取組については、効果的な政策立案・改善に向けた政策評価のガイドライン ([https://www.soumu.go.jp/main\\_content/000935597.pdf](https://www.soumu.go.jp/main_content/000935597.pdf)) の第1部参照

## (2) 政策評価の実施状況

各行政機関が行った政策評価の実施件数及びその対象とした政策については、表2のとおりとなっており、評価実施件数の合計は2,426件である（令和6年度：2,409件）。これを事前評価、事後評価別にみると以下のとおりである。

### ア 事前評価

事前評価の実施件数の合計は、947件となっている。

法第9条等で実施が義務付けられている5分野の政策（研究開発、公共事業、政府開発援助、規制及び租税特別措置等）を対象としたものは945件となっており、公共事業を対象としたものが568件、規制を対象としたものが151件、研究開発を対象としたものが113件となっている。

### イ 事後評価

事後評価の実施件数の合計は、1,479件となっている。

未着手・未了の事業等<sup>(注1)</sup>（公共事業、政府開発援助等）を対象としたものが651件、完了後・終了時の事業等<sup>(注2)</sup>（研究開発、公共事業等）を対象としたものが425件、実施中の政策（未着手・未了の事業等を除く。）を対象としたものが403件となっている。

(注) 1 「未着手・未了の事業等」とは、政策の決定後5年を経過しても着手していない政策（法第7条第2項第2号イ）に基づく事業等、政策の決定後10年を経過しても完了していない政策（法第7条第2項第2号ロ）に基づく事業等及び各行政機関が政策決定から完了までの間に評価を実施した事業等である。以下同じ。

2 「完了後・終了時の事業等」とは、各行政機関が自主的に完了後又は終了時に評価を実施した政策に基づく事業等である。以下同じ。

表2 政策評価の実施状況（評価実施件数等）

（単位：件）

行政機関名	事前評価										事後評価										合計
	研究開発					実施中の政策（未着手・未了を除く。）					未着手・未了					完了後・終了時					
	研究開発	公共事業	政府開発援助	規制	租税特別措置等	一般分野	租税特別措置等	規制	租税特別措置等	研究開発	公共事業	政府開発援助	研究開発	公共事業	一般分野	研究開発	公共事業	一般分野			
	小計	小計	小計	小計	小計	小計	小計	小計	小計	小計	小計	小計	小計	小計	小計	小計	小計	小計			
内閣府	0	0	0	4	8	12	15	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	15	27	
宮内庁	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	
公正取引委員会	0	0	0	1	0	1	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	3	
国家公安委員会・警察庁	0	0	0	8	0	8	10	11	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	21	29	
個人情報保護委員会	0	0	0	0	0	0	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	5	5	
カジノ管理委員会	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	
金融庁	0	0	0	5	4	9	15	8	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	28	37	
消費者庁	0	0	0	0	0	0	32	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	32	32	
こども家庭庁	0	0	0	0	0	0	8	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	8	8	
デジタル庁	0	0	0	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	2	
復興庁	0	0	0	0	1	1	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	4	
総務省	5	0	0	10	3	18	7	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	19	37	
公害等調整委員会	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
法務省	0	0	0	2	0	2	4	2	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	6	10	
外務省	0	0	43	2	0	45	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	35	80	
財務省	0	0	0	4	2	6	30	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	34	40	
文部科学省	7	0	0	9	2	18	4	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	5	23	
厚生労働省	28	0	0	12	5	45	23	9	2	0	0	0	0	0	0	256	0	0	290	335	
農林水産省	1	173	0	15	5	194	3	14	14	0	130	0	0	0	86	0	0	0	247	441	
経済産業省	0	3	0	22	20	45	7	13	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	23	68	
国土交通省	64	392	0	46	16	518	47	37	8	0	490	0	28	44	0	0	0	0	654	1172	
環境省	0	0	0	5	2	7	27	17	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	45	52	
原子力規制委員会	0	0	0	0	0	0	5	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	7	7	
防衛省	8	0	0	10	2	20	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	20	
計	113	568	43	151	70	947	253	117	33	403	651	292	130	3	425	1,479	2,426				

(注) 1 「事前評価」については、法第9条等の規定により事前評価の実施が義務付けられているもののほか、各行政機関が自主的に評価を実施したものが含まれる。以下表3において同じ。  
2 「事前評価」及び「事後評価」の「規制」欄については、一つの評価書で複数の評価が行われている場合は、当該複数の評価の数を実施件数として計上した。以下表3において同じ。また、一つの規制を複数の行政機関で共管し、それぞれの行政機関が評価を実施した場合は、重複した分を除いて計上しているため、各行政機関の内訳を合計した数と「計」欄の数とは一致しない。  
3 「一般分野」とは、法等において事前評価が義務付けられている5分野（研究開発、公共事業、政府開発援助、規制及び租税特別措置等）を除くものをいう。以下同じ。

### (3) 政策評価の結果の政策への反映状況

各行政機関が行った政策評価の結果の政策への反映状況については、表3のとおりとなっている。

#### ア 事前評価

事前評価が行われた政策については、評価結果を踏まえ、法令改正、税制改正要望、事業の採択、予算要求等に反映することとしており、このうち予算要求に反映したものは、115件となっている。

#### イ 事後評価

事後評価が行われた政策のうち、完了後・終了時の事業等を除いたものについては、評価結果を踏まえ、評価対象とした施策・事業の改善等を実施することとしたものが127件、これまでの取組を継続することとしたものが927件となっており、これらのうち、予算要求に反映したものが289件、機構・定員要求に反映したものが58件となっている。

一般分野の政策を対象とした評価（253件）及び未着手・未了の事業等（公共事業、政府開発援助等）を対象とした評価（651件）の結果の政策への反映状況は、以下のとおりである。

#### (7) 一般分野の政策を対象とした評価

一般分野の政策を対象とした評価については、評価対象とした施策・事業の改善等を実施することとしたものが86件、これまでの取組を継続することとしたものが167件となっており、これらのうち、予算要求に反映したものが228件となっている。

#### (イ) 未着手・未了の事業等を対象とした評価

未着手・未了の事業等を対象とした評価については、評価対象とした事業の改善等を実施することとしたものが38件、これまでの取組を継続することとしたものが613件となっており、これらのうち、予算要求に反映したものが58件となっている。

また、評価対象とした事業を休止又は中止することとしたものは、表4のとおり、1行政機関の1事業であり、総事業費、残事業費ともに約554.7億円となっている。

なお、法が施行された平成14年度から令和7年度までの24年間で、休止又は中止することとした公共事業等は、表5のとおり、合計335事業、総事業費の合計は約5兆7,975億円となっている。

表3 政府全体の政策評価の結果の政策への反映状況（事前評価・事後評価）  
（事前評価）

（単位：件）

	研究開発	公共事業	政府開発 援助	規制	租税特別 措置等	一般分野	計
評価実施件数	113	568	43	151	70	2	947
予算要求への反映	57	13	43	0	0	2	115
機構・定員要求への反映	4	0	0	0	0	0	4

（事後評価）

（単位：件）

	実施中の政策（未着手・未了を除く。）			未着手・ 未了の事 業等（公 共事業、 政府開発 援助等）	小計	完了後・ 終了時の 事業等 （研究開 発、公共 事業等）	合計
	一般分野	規制	租税特別 措置等				
評価実施件数	253	117	33	651	1,054	425	1,479
施策・事業の改善等を実施	86	3	0	38	127		
施策・事業の改善	85	3	0	37	125		
施策・事業の一部の廃止、 休止又は中止	1	0	0	0	1		
施策・事業の廃止、休止又 は中止	0	0	0	1	1		
これまでの取組を継続	167	114	33	613	927		
予算要求への反映	228	3	0	58	289		
機構・定員要求への反映	58	0	0	0	58		

- （注） 1 事前評価については、評価結果を踏まえ、法令改正、税制改正要望、事業の採択、予算要求等に反映することとしている。  
 2 「事前評価」及び「事後評価」のうち「規制」の件数は、一つの規制を複数の行政機関で共管し、それぞれの行政機関が評価を実施した場合は、重複した分を除いて計上しているため、表3-1から3-23までを合計した数とは一致しない場合がある。  
 3 「事後評価」の「評価実施件数」は、「施策・事業の改善等を実施」及び「これまでの取組を継続」を合計した数である。  
 4 「施策・事業の改善等を実施」の件数は、「施策・事業の改善」、「施策・事業の一部の廃止、休止又は中止」及び「施策・事業の廃止、休止又は中止」を合計した数である。  
 5 「事前評価」及び「事後評価」の「予算要求への反映」の件数は、「評価実施件数」の内数である。  
 6 「事前評価」及び「事後評価」の「機構・定員要求への反映」の件数は、「評価実施件数」の内数である。  
 7 公害等調整委員会は、令和7年度の評価対象政策がないため、行政機関別の表は作成していない。  
 8 各行政機関における政策評価の結果及びこれらの政策への反映状況については、総務省ホームページ（[https://www.soumu.go.jp/menu\\_news/s-news/hyouka\\_r07houkoku-3.html](https://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/hyouka_r07houkoku-3.html)）参照

表3-1 内閣府の政策評価の結果の政策への反映状況（事前評価・事後評価）  
（事前評価）

（単位：件）

	研究開発	公共事業	政府開発 援助	規制	租税特別 措置等	一般分野	計
評価実施件数	0	0	0	4	8	0	12
予算要求への反映	0	0	0	0	0	0	0
機構・定員要求への反映	0	0	0	0	0	0	0

（事後評価）

（単位：件）

	実施中の政策（未着手・未了を除く。）			未着手・ 未了の事 業等（公 共事業、 政府開発 援助等）	小計	完了後・ 終了時の 事業等 （研究開 発、公共 事業等）	合計
	一般分野	規制	租税特別 措置等				
評価実施件数	15	0	0	0	15	0	15
施策・事業の改善等を実施	2	0	0	0	2	/	
施策・事業の改善	2	0	0	0	2		
施策・事業の一部の廃止、 休止又は中止	0	0	0	0	0		
施策・事業の廃止、休止又 は中止	0	0	0	0	0		
これまでの取組を継続	13	0	0	0	13		
予算要求への反映	15	0	0	0	15		
機構・定員要求への反映	1	0	0	0	1		

- （注） 1 事前評価については、評価結果を踏まえ、法令改正、税制改正要望、事業の採択、予算要求等に反映することとしている。  
 2 「事後評価」の「評価実施件数」は、「施策・事業の改善等を実施」及び「これまでの取組を継続」を合計した数である。  
 3 「施策・事業の改善等を実施」の件数は、「施策・事業の改善」、「施策・事業の一部の廃止、休止又は中止」及び「施策・事業の廃止、休止又は中止」を合計した数である。  
 4 「事前評価」及び「事後評価」の「予算要求への反映」の件数は、「評価実施件数」の内数である。  
 5 「事前評価」及び「事後評価」の「機構・定員要求への反映」の件数は、「評価実施件数」の内数である。  
 6 各評価対象政策の評価結果及びこれらの政策への反映状況については、総務省ホームページ（[https://www.soumu.go.jp/main\\_content/001055711.pdf](https://www.soumu.go.jp/main_content/001055711.pdf)）参照

表 3-2 宮内庁の政策評価の結果の政策への反映状況（事前評価・事後評価）  
（事前評価）

（単位：件）

	研究開発	公共事業	政府開発 援助	規制	租税特別 措置等	一般分野	計
評価実施件数	0	0	0	0	0	0	0
予算要求への反映	0	0	0	0	0	0	0
機構・定員要求への反映	0	0	0	0	0	0	0

（事後評価）

（単位：件）

	実施中の政策（未着手・未了を除く。）			未着手・ 未了の事 業等（公 共事業、 政府開発 援助等）	小計	完了後・ 終了時の 事業等 （研究開 発、公共 事業等）	合計
	一般分野	規制	租税特別 措置等				
評価実施件数	1	0	0	0	1	0	1
施策・事業の改善等を実施	1	0	0	0	1	/	
施策・事業の改善	1	0	0	0	1		
施策・事業の一部の廃止、 休止又は中止	0	0	0	0	0		
施策・事業の廃止、休止又 は中止	0	0	0	0	0		
これまでの取組を継続	0	0	0	0	0		
予算要求への反映	0	0	0	0	0		
機構・定員要求への反映	0	0	0	0	0		

- （注） 1 事前評価については、評価結果を踏まえ、法令改正、税制改正要望、事業の採択、予算要求等に反映することとしている。  
 2 「事後評価」の「評価実施件数」は、「施策・事業の改善等を実施」及び「これまでの取組を継続」を合計した数である。  
 3 「施策・事業の改善等を実施」の件数は、「施策・事業の改善」、「施策・事業の一部の廃止、休止又は中止」及び「施策・事業の廃止、休止又は中止」を合計した数である。  
 4 「事前評価」及び「事後評価」の「予算要求への反映」の件数は、「評価実施件数」の内数である。  
 5 「事前評価」及び「事後評価」の「機構・定員要求への反映」の件数は、「評価実施件数」の内数である。  
 6 各評価対象政策の評価結果及びこれらの政策への反映状況については、総務省ホームページ（[https://www.soumu.go.jp/main\\_content/001055712.pdf](https://www.soumu.go.jp/main_content/001055712.pdf)）参照

表 3-3 公正取引委員会の政策評価の結果の政策への反映状況（事前評価・事後評価）  
（事前評価）

（単位：件）

	研究開発	公共事業	政府開発 援助	規制	租税特別 措置等	一般分野	計
評価実施件数	0	0	0	1	0	0	1
予算要求への反映	0	0	0	0	0	0	0
機構・定員要求への反映	0	0	0	0	0	0	0

（事後評価）

（単位：件）

	実施中の政策（未着手・未了を除く。）			未着手・ 未了の事 業等（公 共事業、 政府開発 援助等）	小計	完了後・ 終了時の 事業等 （研究開 発、公共 事業等）	合計
	一般分野	規制	租税特別 措置等				
評価実施件数	2	0	0	0	2	0	2
施策・事業の改善等を実施	2	0	0	0	2	/	
施策・事業の改善	2	0	0	0	2		
施策・事業の一部の廃止、 休止又は中止	0	0	0	0	0		
施策・事業の廃止、休止又 は中止	0	0	0	0	0		
これまでの取組を継続	0	0	0	0	0		
予算要求への反映	2	0	0	0	2		
機構・定員要求への反映	0	0	0	0	0		

- （注） 1 事前評価については、評価結果を踏まえ、法令改正、税制改正要望、事業の採択、予算要求等に反映することとしている。  
 2 「事後評価」の「評価実施件数」は、「施策・事業の改善等を実施」及び「これまでの取組を継続」を合計した数である。  
 3 「施策・事業の改善等を実施」の件数は、「施策・事業の改善」、「施策・事業の一部の廃止、休止又は中止」及び「施策・事業の廃止、休止又は中止」を合計した数である。  
 4 「事前評価」及び「事後評価」の「予算要求への反映」の件数は、「評価実施件数」の内数である。  
 5 「事前評価」及び「事後評価」の「機構・定員要求への反映」の件数は、「評価実施件数」の内数である。  
 6 各評価対象政策の評価結果及びこれらの政策への反映状況については、総務省ホームページ（[https://www.soumu.go.jp/main\\_content/001055713.pdf](https://www.soumu.go.jp/main_content/001055713.pdf)）参照

表3-4 国家公安委員会・警察庁の政策評価の結果の政策への反映状況（事前評価・事後評価）  
 (事前評価)

(単位：件)

	研究開発	公共事業	政府開発 援助	規制	租税特別 措置等	一般分野	計
評価実施件数	0	0	0	8	0	0	8
予算要求への反映	0	0	0	0	0	0	0
機構・定員要求への反映	0	0	0	0	0	0	0

(事後評価)

(単位：件)

	実施中の政策（未着手・未了を除く。）			未着手・ 未了の事 業等（公 共事業、 政府開発 援助等）	小計	完了後・ 終了時の 事業等 （研究開 発、公共 事業等）	合計
	一般分野	規制	租税特別 措置等				
評価実施件数	10	11	0	0	21	0	21
施策・事業の改善等を実施	9	0	0	0	9	/	
施策・事業の改善	9	0	0	0	9		
施策・事業の一部の廃止、 休止又は中止	0	0	0	0	0		
施策・事業の廃止、休止又 は中止	0	0	0	0	0		
これまでの取組を継続	1	11	0	0	12		
予算要求への反映	8	0	0	0	8		
機構・定員要求への反映	4	0	0	0	4		

- (注) 1 事前評価については、評価結果を踏まえ、法令改正、税制改正要望、事業の採択、予算要求等に反映することとしている。  
 2 「事後評価」の「評価実施件数」は、「施策・事業の改善等を実施」及び「これまでの取組を継続」を合計した数である。  
 3 「施策・事業の改善等を実施」の件数は、「施策・事業の改善」、「施策・事業の一部の廃止、休止又は中止」及び「施策・事業の廃止、休止又は中止」を合計した数である。  
 4 「事前評価」及び「事後評価」の「予算要求への反映」の件数は、「評価実施件数」の内数である。  
 5 「事前評価」及び「事後評価」の「機構・定員要求への反映」の件数は、「評価実施件数」の内数である。  
 6 各評価対象政策の評価結果及びこれらの政策への反映状況については、総務省ホームページ ([https://www.soumu.go.jp/main\\_content/001055714.pdf](https://www.soumu.go.jp/main_content/001055714.pdf)) 参照

表3-5 個人情報保護委員会の政策評価の結果の政策への反映状況（事前評価・事後評価）  
（事前評価）

（単位：件）

	研究開発	公共事業	政府開発 援助	規制	租税特別 措置等	一般分野	計
評価実施件数	0	0	0	0	0	0	0
予算要求への反映	0	0	0	0	0	0	0
機構・定員要求への反映	0	0	0	0	0	0	0

（事後評価）

（単位：件）

	実施中の政策（未着手・未了を除く。）			未着手・ 未了の事 業等（公 共事業、 政府開発 援助等）	小計	完了後・ 終了時の 事業等 （研究開 発、公共 事業等）	合計
	一般分野	規制	租税特別 措置等				
評価実施件数	5	0	0	0	5	0	5
施策・事業の改善等を実施	4	0	0	0	4	/	
施策・事業の改善	4	0	0	0	4		
施策・事業の一部の廃止、 休止又は中止	0	0	0	0	0		
施策・事業の廃止、休止又 は中止	0	0	0	0	0		
これまでの取組を継続	1	0	0	0	1		
予算要求への反映	5	0	0	0	5		
機構・定員要求への反映	0	0	0	0	0		

- （注） 1 事前評価については、評価結果を踏まえ、法令改正、税制改正要望、事業の採択、予算要求等に反映することとしている。  
 2 「事後評価」の「評価実施件数」は、「施策・事業の改善等を実施」及び「これまでの取組を継続」を合計した数である。  
 3 「施策・事業の改善等を実施」の件数は、「施策・事業の改善」、「施策・事業の一部の廃止、休止又は中止」及び「施策・事業の廃止、休止又は中止」を合計した数である。  
 4 「事前評価」及び「事後評価」の「予算要求への反映」の件数は、「評価実施件数」の内数である。  
 5 「事前評価」及び「事後評価」の「機構・定員要求への反映」の件数は、「評価実施件数」の内数である。  
 6 各評価対象政策の評価結果及びこれらの政策への反映状況については、総務省ホームページ（[https://www.soumu.go.jp/main\\_content/001055715.pdf](https://www.soumu.go.jp/main_content/001055715.pdf)）参照

表3-6 カジノ管理委員会の政策評価の結果の政策への反映状況（事前評価・事後評価）  
（事前評価）

（単位：件）

	研究開発	公共事業	政府開発 援助	規制	租税特別 措置等	一般分野	計
評価実施件数	0	0	0	0	0	0	0
予算要求への反映	0	0	0	0	0	0	0
機構・定員要求への反映	0	0	0	0	0	0	0

（事後評価）

（単位：件）

	実施中の政策（未着手・未了を除く。）			未着手・ 未了の事 業等（公 共事業、 政府開発 援助等）	小計	完了後・ 終了時の 事業等 （研究開 発、公共 事業等）	合計
	一般分野	規制	租税特別 措置等				
評価実施件数	1	0	0	0	1	0	1
施策・事業の改善等を実施	0	0	0	0	0	/	
施策・事業の改善	0	0	0	0	0		
施策・事業の一部の廃止、 休止又は中止	0	0	0	0	0		
施策・事業の廃止、休止又 は中止	0	0	0	0	0		
これまでの取組を継続	1	0	0	0	1		
予算要求への反映	1	0	0	0	1		
機構・定員要求への反映	0	0	0	0	0		

- （注） 1 事前評価については、評価結果を踏まえ、法令改正、税制改正要望、事業の採択、予算要求等に反映することとしている。  
 2 「事後評価」の「評価実施件数」は、「施策・事業の改善等を実施」及び「これまでの取組を継続」を合計した数である。  
 3 「施策・事業の改善等を実施」の件数は、「施策・事業の改善」、「施策・事業の一部の廃止、休止又は中止」及び「施策・事業の廃止、休止又は中止」を合計した数である。  
 4 「事前評価」及び「事後評価」の「予算要求への反映」の件数は、「評価実施件数」の内数である。  
 5 「事前評価」及び「事後評価」の「機構・定員要求への反映」の件数は、「評価実施件数」の内数である。  
 6 各評価対象政策の評価結果及びこれらの政策への反映状況については、総務省ホームページ（[https://www.soumu.go.jp/main\\_content/001055716.pdf](https://www.soumu.go.jp/main_content/001055716.pdf)）参照

表3-7 金融庁の政策評価の結果の政策への反映状況（事前評価・事後評価）  
（事前評価）

（単位：件）

	研究開発	公共事業	政府開発 援助	規制	租税特別 措置等	一般分野	計
評価実施件数	0	0	0	5	4	0	9
予算要求への反映	0	0	0	0	0	0	0
機構・定員要求への反映	0	0	0	0	0	0	0

（事後評価）

（単位：件）

	実施中の政策（未着手・未了を除く。）			未着手・ 未了の事 業等（公 共事業、 政府開発 援助等）	小計	完了後・ 終了時の 事業等 （研究開 発、公共 事業等）	合計
	一般分野	規制	租税特別 措置等				
評価実施件数	15	8	5	0	28	0	28
施策・事業の改善等を実施	6	0	0	0	6		
施策・事業の改善	6	0	0	0	6		
施策・事業の一部の廃止、 休止又は中止	0	0	0	0	0		
施策・事業の廃止、休止又 は中止	0	0	0	0	0		
これまでの取組を継続	9	8	5	0	22		
予算要求への反映	12	0	0	0	12		
機構・定員要求への反映	3	0	0	0	3		

- （注） 1 事前評価については、評価結果を踏まえ、法令改正、税制改正要望、事業の採択、予算要求等に反映することとしている。  
 2 「事後評価」の「評価実施件数」は、「施策・事業の改善等を実施」及び「これまでの取組を継続」を合計した数である。  
 3 「施策・事業の改善等を実施」の件数は、「施策・事業の改善」、「施策・事業の一部の廃止、休止又は中止」及び「施策・事業の廃止、休止又は中止」を合計した数である。  
 4 「事前評価」及び「事後評価」の「予算要求への反映」の件数は、「評価実施件数」の内数である。  
 5 「事前評価」及び「事後評価」の「機構・定員要求への反映」の件数は、「評価実施件数」の内数である。  
 6 各評価対象政策の評価結果及びこれらの政策への反映状況については、総務省ホームページ（[https://www.soumu.go.jp/main\\_content/001055717.pdf](https://www.soumu.go.jp/main_content/001055717.pdf)）参照

表 3-8 消費者庁の政策評価の結果の政策への反映状況（事前評価・事後評価）  
（事前評価）

（単位：件）

	研究開発	公共事業	政府開発 援助	規制	租税特別 措置等	一般分野	計
評価実施件数	0	0	0	0	0	0	0
予算要求への反映	0	0	0	0	0	0	0
機構・定員要求への反映	0	0	0	0	0	0	0

（事後評価）

（単位：件）

	実施中の政策（未着手・未了を除く。）			未着手・ 未了の事 業等（公 共事業、 政府開発 援助等）	小計	完了後・ 終了時の 事業等 （研究開 発、公共 事業等）	合計
	一般分野	規制	租税特別 措置等				
評価実施件数	32	0	0	0	32	0	32
施策・事業の改善等を実施	1	0	0	0	1		
施策・事業の改善	1	0	0	0	1		
施策・事業の一部の廃止、 休止又は中止	0	0	0	0	0		
施策・事業の廃止、休止又 は中止	0	0	0	0	0		
これまでの取組を継続	31	0	0	0	31		
予算要求への反映	32	0	0	0	32		
機構・定員要求への反映	20	0	0	0	20		

- （注） 1 事前評価については、評価結果を踏まえ、法令改正、税制改正要望、事業の採択、予算要求等に反映することとしている。  
 2 「事後評価」の「評価実施件数」は、「施策・事業の改善等を実施」及び「これまでの取組を継続」を合計した数である。  
 3 「施策・事業の改善等を実施」の件数は、「施策・事業の改善」、「施策・事業の一部の廃止、休止又は中止」及び「施策・事業の廃止、休止又は中止」を合計した数である。  
 4 「事前評価」及び「事後評価」の「予算要求への反映」の件数は、「評価実施件数」の内数である。  
 5 「事前評価」及び「事後評価」の「機構・定員要求への反映」の件数は、「評価実施件数」の内数である。  
 6 各評価対象政策の評価結果及びこれらの政策への反映状況については、総務省ホームページ（[https://www.soumu.go.jp/main\\_content/001055718.pdf](https://www.soumu.go.jp/main_content/001055718.pdf)）参照

表3-9 こども家庭庁の政策評価の結果の政策への反映状況（事前評価・事後評価）  
（事前評価）

（単位：件）

	研究開発	公共事業	政府開発 援助	規制	租税特別 措置等	一般分野	計
評価実施件数	0	0	0	0	0	0	0
予算要求への反映	0	0	0	0	0	0	0
機構・定員要求への反映	0	0	0	0	0	0	0

（事後評価）

（単位：件）

	実施中の政策（未着手・未了を除く。）			未着手・ 未了の事 業等（公 共事業、 政府開発 援助等）	小計	完了後・ 終了時の 事業等 （研究開 発、公共 事業等）	合計
	一般分野	規制	租税特別 措置等				
評価実施件数	8	0	0	0	8	0	8
施策・事業の改善等を実施	5	0	0	0	5	/	
施策・事業の改善	5	0	0	0	5		
施策・事業の一部の廃止、 休止又は中止	0	0	0	0	0		
施策・事業の廃止、休止又 は中止	0	0	0	0	0		
これまでの取組を継続	3	0	0	0	3		
予算要求への反映	8	0	0	0	8		
機構・定員要求への反映	0	0	0	0	0		

- （注） 1 事前評価については、評価結果を踏まえ、法令改正、税制改正要望、事業の採択、予算要求等に反映することとしている。  
 2 「事後評価」の「評価実施件数」は、「施策・事業の改善等を実施」及び「これまでの取組を継続」を合計した数である。  
 3 「施策・事業の改善等を実施」の件数は、「施策・事業の改善」、「施策・事業の一部の廃止、休止又は中止」及び「施策・事業の廃止、休止又は中止」を合計した数である。  
 4 「事前評価」及び「事後評価」の「予算要求への反映」の件数は、「評価実施件数」の内数である。  
 5 「事前評価」及び「事後評価」の「機構・定員要求への反映」の件数は、「評価実施件数」の内数である。  
 6 各評価対象政策の評価結果及びこれらの政策への反映状況については、総務省ホームページ（[https://www.soumu.go.jp/main\\_content/001055719.pdf](https://www.soumu.go.jp/main_content/001055719.pdf)）参照

表3-10 デジタル庁の政策評価の結果の政策への反映状況（事前評価・事後評価）  
（事前評価）

（単位：件）

	研究開発	公共事業	政府開発 援助	規制	租税特別 措置等	一般分野	計
評価実施件数	0	0	0	0	0	0	0
予算要求への反映	0	0	0	0	0	0	0
機構・定員要求への反映	0	0	0	0	0	0	0

（事後評価）

（単位：件）

	実施中の政策（未着手・未了を除く。）			未着手・ 未了の事 業等（公 共事業、 政府開発 援助等）	小計	完了後・ 終了時の 事業等 （研究開 発、公共 事業等）	合計
	一般分野	規制	租税特別 措置等				
評価実施件数	2	0	0	0	2	0	2
施策・事業の改善等を実施	2	0	0	0	2	/	
施策・事業の改善	2	0	0	0	2		
施策・事業の一部の廃止、 休止又は中止	0	0	0	0	0		
施策・事業の廃止、休止又 は中止	0	0	0	0	0		
これまでの取組を継続	0	0	0	0	0		
予算要求への反映	2	0	0	0	2		
機構・定員要求への反映	0	0	0	0	0		

- （注） 1 事前評価については、評価結果を踏まえ、法令改正、税制改正要望、事業の採択、予算要求等に反映することとしている。  
 2 「事後評価」の「評価実施件数」は、「施策・事業の改善等を実施」及び「これまでの取組を継続」を合計した数である。  
 3 「施策・事業の改善等を実施」の件数は、「施策・事業の改善」、「施策・事業の一部の廃止、休止又は中止」及び「施策・事業の廃止、休止又は中止」を合計した数である。  
 4 「事前評価」及び「事後評価」の「予算要求への反映」の件数は、「評価実施件数」の内数である。  
 5 「事前評価」及び「事後評価」の「機構・定員要求への反映」の件数は、「評価実施件数」の内数である。  
 6 各評価対象政策の評価結果及びこれらの政策への反映状況については、総務省ホームページ（[https://www.soumu.go.jp/main\\_content/001055720.pdf](https://www.soumu.go.jp/main_content/001055720.pdf)）参照

表 3-11 復興庁の政策評価の結果の政策への反映状況（事前評価・事後評価）  
（事前評価）

（単位：件）

	研究開発	公共事業	政府開発 援助	規制	租税特別 措置等	一般分野	計
評価実施件数	0	0	0	0	1	0	1
予算要求への反映	0	0	0	0	0	0	0
機構・定員要求への反映	0	0	0	0	0	0	0

（事後評価）

（単位：件）

	実施中の政策（未着手・未了を除く。）			未着手・ 未了の事 業等（公 共事業、 政府開発 援助等）	小計	完了後・ 終了時の 事業等 （研究開 発、公共 事業等）	合計
	一般分野	規制	租税特別 措置等				
評価実施件数	3	0	0	0	3	0	3
施策・事業の改善等を実施	2	0	0	0	2	/	
施策・事業の改善	1	0	0	0	1		
施策・事業の一部の廃止、 休止又は中止	1	0	0	0	1		
施策・事業の廃止、休止又 は中止	0	0	0	0	0		
これまでの取組を継続	1	0	0	0	1		
予算要求への反映	3	0	0	0	3		
機構・定員要求への反映	0	0	0	0	0		

- （注） 1 事前評価については、評価結果を踏まえ、法令改正、税制改正要望、事業の採択、予算要求等に反映することとしている。  
 2 「事後評価」の「評価実施件数」は、「施策・事業の改善等を実施」及び「これまでの取組を継続」を合計した数である。  
 3 「施策・事業の改善等を実施」の件数は、「施策・事業の改善」、「施策・事業の一部の廃止、休止又は中止」及び「施策・事業の廃止、休止又は中止」を合計した数である。  
 4 「事前評価」及び「事後評価」の「予算要求への反映」の件数は、「評価実施件数」の内数である。  
 5 「事前評価」及び「事後評価」の「機構・定員要求への反映」の件数は、「評価実施件数」の内数である。  
 6 各評価対象政策の評価結果及びこれらの政策への反映状況については、総務省ホームページ（[https://www.soumu.go.jp/main\\_content/001055721.pdf](https://www.soumu.go.jp/main_content/001055721.pdf)）参照

表 3-12 総務省の政策評価の結果の政策への反映状況（事前評価・事後評価）  
（事前評価）

（単位：件）

	研究開発	公共事業	政府開発 援助	規制	租税特別 措置等	一般分野	計
評価実施件数	5	0	0	10	3	0	18
予算要求への反映	5	0	0	0	0	0	5
機構・定員要求への反映	0	0	0	0	0	0	0

（事後評価）

（単位：件）

	実施中の政策（未着手・未了を除く。）			未着手・ 未了の事 業等（公 共事業、 政府開発 援助等）	小計	完了後・ 終了時の 事業等 （研究開 発、公共 事業等）	合計
	一般分野	規制	租税特別 措置等				
評価実施件数	7	4	0	0	11	8	19
施策・事業の改善等を実施	7	0	0	0	7		
施策・事業の改善	7	0	0	0	7		
施策・事業の一部の廃止、 休止又は中止	0	0	0	0	0		
施策・事業の廃止、休止又 は中止	0	0	0	0	0		
これまでの取組を継続	0	4	0	0	4		
予算要求への反映	7	0	0	0	7		
機構・定員要求への反映	1	0	0	0	1		

- （注） 1 事前評価については、評価結果を踏まえ、法令改正、税制改正要望、事業の採択、予算要求等に反映することとしている。  
 2 「事後評価」の「評価実施件数」は、「施策・事業の改善等を実施」及び「これまでの取組を継続」を合計した数である。  
 3 「施策・事業の改善等を実施」の件数は、「施策・事業の改善」、「施策・事業の一部の廃止、休止又は中止」及び「施策・事業の廃止、休止又は中止」を合計した数である。  
 4 「事前評価」及び「事後評価」の「予算要求への反映」の件数は、「評価実施件数」の内数である。  
 5 「事前評価」及び「事後評価」の「機構・定員要求への反映」の件数は、「評価実施件数」の内数である。  
 6 各評価対象政策の評価結果及びこれらの政策への反映状況については、総務省ホームページ（[https://www.soumu.go.jp/main\\_content/001055722.pdf](https://www.soumu.go.jp/main_content/001055722.pdf)）参照

表 3-13 財務省の政策評価の結果の政策への反映状況（事前評価・事後評価）  
（事前評価）

（単位：件）

	研究開発	公共事業	政府開発 援助	規制	租税特別 措置等	一般分野	計
評価実施件数	0	0	0	2	0	2	4
予算要求への反映	0	0	0	0	0	2	2
機構・定員要求への反映	0	0	0	0	0	0	0

（事後評価）

（単位：件）

	実施中の政策（未着手・未了を除く。）			未着手・ 未了の事 業等（公 共事業、 政府開発 援助等）	小計	完了後・ 終了時の 事業等 （研究開 発、公共 事業等）	合計
	一般分野	規制	租税特別 措置等				
評価実施件数	2	1	0	0	3	3	6
施策・事業の改善等を実施	2	0	0	0	2	/	
施策・事業の改善	2	0	0	0	2		
施策・事業の一部の廃止、 休止又は中止	0	0	0	0	0		
施策・事業の廃止、休止又 は中止	0	0	0	0	0		
これまでの取組を継続	0	1	0	0	1		
予算要求への反映	2	0	0	0	2		
機構・定員要求への反映	0	0	0	0	0		

- （注） 1 事前評価については、評価結果を踏まえ、法令改正、税制改正要望、事業の採択、予算要求等に反映することとしている。  
 2 「事後評価」の「評価実施件数」は、「施策・事業の改善等を実施」及び「これまでの取組を継続」を合計した数である。  
 3 「施策・事業の改善等を実施」の件数は、「施策・事業の改善」、「施策・事業の一部の廃止、休止又は中止」及び「施策・事業の廃止、休止又は中止」を合計した数である。  
 4 「事前評価」及び「事後評価」の「予算要求への反映」の件数は、「評価実施件数」の内数である。  
 5 「事前評価」及び「事後評価」の「機構・定員要求への反映」の件数は、「評価実施件数」の内数である。  
 6 各評価対象政策の評価結果及びこれらの政策への反映状況については、総務省ホームページ（[https://www.soumu.go.jp/main\\_content/001055723.pdf](https://www.soumu.go.jp/main_content/001055723.pdf)）参照

表 3-14 外務省の政策評価の結果の政策への反映状況（事前評価・事後評価）  
（事前評価）

（単位：件）

	研究開発	公共事業	政府開発 援助	規制	租税特別 措置等	一般分野	計
評価実施件数	0	0	43	2	0	0	45
予算要求への反映	0	0	43	0	0	0	43
機構・定員要求への反映	0	0	0	0	0	0	0

（事後評価）

（単位：件）

	実施中の政策（未着手・未了を除く。）			未着手・ 未了の事 業等（公 共事業、 政府開発 援助等）	小計	完了後・ 終了時の 事業等 （研究開 発、公共 事業等）	合計
	一般分野	規制	租税特別 措置等				
評価実施件数	4	0	0	31	35	0	35
施策・事業の改善等を実施	4	0	0	1	5		
施策・事業の改善	4	0	0	0	4		
施策・事業の一部の廃止、 休止又は中止	0	0	0	0	0		
施策・事業の廃止、休止又 は中止	0	0	0	1	1		
これまでの取組を継続	0	0	0	30	30		
予算要求への反映	2	0	0	31	33		
機構・定員要求への反映	4	0	0	0	4		

- （注） 1 事前評価については、評価結果を踏まえ、法令改正、税制改正要望、事業の採択、予算要求等に反映することとしている。  
 2 「事後評価」の「評価実施件数」は、「施策・事業の改善等を実施」及び「これまでの取組を継続」を合計した数である。  
 3 「施策・事業の改善等を実施」の件数は、「施策・事業の改善」、「施策・事業の一部の廃止、休止又は中止」及び「施策・事業の廃止、休止又は中止」を合計した数である。  
 4 「事前評価」及び「事後評価」の「予算要求への反映」の件数は、「評価実施件数」の内数である。  
 5 「事前評価」及び「事後評価」の「機構・定員要求への反映」の件数は、「評価実施件数」の内数である。  
 6 各評価対象政策の評価結果及びこれらの政策への反映状況については、総務省ホームページ（[https://www.soumu.go.jp/main\\_content/001055724.pdf](https://www.soumu.go.jp/main_content/001055724.pdf)）参照

表 3-15 財務省の政策評価の結果の政策への反映状況（事前評価・事後評価）  
（事前評価）

（単位：件）

	研究開発	公共事業	政府開発 援助	規制	租税特別 措置等	一般分野	計
評価実施件数	0	0	0	4	2	0	6
予算要求への反映	0	0	0	0	0	0	0
機構・定員要求への反映	0	0	0	0	0	0	0

（事後評価）

（単位：件）

	実施中の政策（未着手・未了を除く。）			未着手・ 未了の事 業等（公 共事業、 政府開発 援助等）	小計	完了後・ 終了時の 事業等 （研究開 発、公共 事業等）	合計
	一般分野	規制	租税特別 措置等				
評価実施件数	30	4	0	0	34	0	34
施策・事業の改善等を実施	3	2	0	0	5		
施策・事業の改善	3	2	0	0	5		
施策・事業の一部の廃止、 休止又は中止	0	0	0	0	0		
施策・事業の廃止、休止又 は中止	0	0	0	0	0		
これまでの取組を継続	27	2	0	0	29		
予算要求への反映	18	0	0	0	18		
機構・定員要求への反映	1	0	0	0	1		

- （注） 1 事前評価については、評価結果を踏まえ、法令改正、税制改正要望、事業の採択、予算要求等に反映することとしている。  
 2 「事後評価」の「評価実施件数」は、「施策・事業の改善等を実施」及び「これまでの取組を継続」を合計した数である。  
 3 「施策・事業の改善等を実施」の件数は、「施策・事業の改善」、「施策・事業の一部の廃止、休止又は中止」及び「施策・事業の廃止、休止又は中止」を合計した数である。  
 4 「事前評価」及び「事後評価」の「予算要求への反映」の件数は、「評価実施件数」の内数である。  
 5 「事前評価」及び「事後評価」の「機構・定員要求への反映」の件数は、「評価実施件数」の内数である。  
 6 各評価対象政策の評価結果及びこれらの政策への反映状況については、総務省ホームページ（[https://www.soumu.go.jp/main\\_content/001055725.pdf](https://www.soumu.go.jp/main_content/001055725.pdf)）参照

表3-16 文部科学省の政策評価の結果の政策への反映状況（事前評価・事後評価）  
（事前評価）

（単位：件）

	研究開発	公共事業	政府開発 援助	規制	租税特別 措置等	一般分野	計
評価実施件数	7	0	0	9	2	0	18
予算要求への反映	6	0	0	0	0	0	6
機構・定員要求への反映	1	0	0	0	0	0	1

（事後評価）

（単位：件）

	実施中の政策（未着手・未了を除く。）			未着手・ 未了の事 業等（公 共事業、 政府開発 援助等）	小計	完了後・ 終了時の 事業等 （研究開 発、公共 事業等）	合計
	一般分野	規制	租税特別 措置等				
評価実施件数	4	1	0	0	5	0	5
施策・事業の改善等を実施	4	0	0	0	4		
施策・事業の改善	4	0	0	0	4		
施策・事業の一部の廃止、 休止又は中止	0	0	0	0	0		
施策・事業の廃止、休止又 は中止	0	0	0	0	0		
これまでの取組を継続	0	1	0	0	1		
予算要求への反映	4	0	0	0	4		
機構・定員要求への反映	1	0	0	0	1		

- （注） 1 事前評価については、評価結果を踏まえ、法令改正、税制改正要望、事業の採択、予算要求等に反映することとしている。  
 2 「事後評価」の「評価実施件数」は、「施策・事業の改善等を実施」及び「これまでの取組を継続」を合計した数である。  
 3 「施策・事業の改善等を実施」の件数は、「施策・事業の改善」、「施策・事業の一部の廃止、休止又は中止」及び「施策・事業の廃止、休止又は中止」を合計した数である。  
 4 「事前評価」及び「事後評価」の「予算要求への反映」の件数は、「評価実施件数」の内数である。  
 5 「事前評価」及び「事後評価」の「機構・定員要求への反映」の件数は、「評価実施件数」の内数である。  
 6 各評価対象政策の評価結果及びこれらの政策への反映状況については、総務省ホームページ（[https://www.soumu.go.jp/main\\_content/001055726.pdf](https://www.soumu.go.jp/main_content/001055726.pdf)）参照

表3-17 厚生労働省の政策評価の結果の政策への反映状況（事前評価・事後評価）  
（事前評価）

（単位：件）

	研究開発	公共事業	政府開発 援助	規制	租税特別 措置等	一般分野	計
評価実施件数	28	0	0	12	5	0	45
予算要求への反映	28	0	0	0	0	0	28
機構・定員要求への反映	0	0	0	0	0	0	0

（事後評価）

（単位：件）

	実施中の政策（未着手・未了を除く。）			未着手・ 未了の事 業等（公 共事業、 政府開発 援助等）	小計	完了後・ 終了時の 事業等 （研究開 発、公共 事業等）	合計
	一般分野	規制	租税特別 措置等				
評価実施件数	23	9	2	0	34	256	290
施策・事業の改善等を実施	5	0	0	0	5		
施策・事業の改善	5	0	0	0	5		
施策・事業の一部の廃止、 休止又は中止	0	0	0	0	0		
施策・事業の廃止、休止又 は中止	0	0	0	0	0		
これまでの取組を継続	18	9	2	0	29		
予算要求への反映	21	0	0	0	21		
機構・定員要求への反映	0	0	0	0	0		

- （注） 1 事前評価については、評価結果を踏まえ、法令改正、税制改正要望、事業の採択、予算要求等に反映することとしている。  
 2 「事後評価」の「評価実施件数」は、「施策・事業の改善等を実施」及び「これまでの取組を継続」を合計した数である。  
 3 「施策・事業の改善等を実施」の件数は、「施策・事業の改善」、「施策・事業の一部の廃止、休止又は中止」及び「施策・事業の廃止、休止又は中止」を合計した数である。  
 4 「事前評価」及び「事後評価」の「予算要求への反映」の件数は、「評価実施件数」の内数である。  
 5 「事前評価」及び「事後評価」の「機構・定員要求への反映」の件数は、「評価実施件数」の内数である。  
 6 各評価対象政策の評価結果及びこれらの政策への反映状況については、総務省ホームページ（[https://www.soumu.go.jp/main\\_content/001055727.pdf](https://www.soumu.go.jp/main_content/001055727.pdf)）参照

表 3-18 農林水産省の政策評価の結果の政策への反映状況（事前評価・事後評価）  
（事前評価）

（単位：件）

	研究開発	公共事業	政府開発 援助	規制	租税特別 措置等	一般分野	計
評価実施件数	1	173	0	15	5	0	194
予算要求への反映	1	8	0	0	0	0	9
機構・定員要求への反映	0	0	0	0	0	0	0

（事後評価）

（単位：件）

	実施中の政策（未着手・未了を除く。）			未着手・ 未了の事 業等（公 共事業、 政府開発 援助等）	小計	完了後・ 終了時の 事業等 （研究開 発、公共 事業等）	合計
	一般分野	規制	租税特別 措置等				
評価実施件数	3	14	14	130	161	86	247
施策・事業の改善等を実施	3	0	0	37	40		
施策・事業の改善	3	0	0	37	40		
施策・事業の一部の廃止、 休止又は中止	0	0	0	0	0		
施策・事業の廃止、休止又 は中止	0	0	0	0	0		
これまでの取組を継続	0	14	14	93	121		
予算要求への反映	3	0	0	18	21		
機構・定員要求への反映	0	0	0	0	0		

- （注） 1 事前評価については、評価結果を踏まえ、法令改正、税制改正要望、事業の採択、予算要求等に反映することとしている。  
 2 「事後評価」の「評価実施件数」は、「施策・事業の改善等を実施」及び「これまでの取組を継続」を合計した数である。  
 3 「施策・事業の改善等を実施」の件数は、「施策・事業の改善」、「施策・事業の一部の廃止、休止又は中止」及び「施策・事業の廃止、休止又は中止」を合計した数である。  
 4 「事前評価」及び「事後評価」の「予算要求への反映」の件数は、「評価実施件数」の内数である。  
 5 「事前評価」及び「事後評価」の「機構・定員要求への反映」の件数は、「評価実施件数」の内数である。  
 6 各評価対象政策の評価結果及びこれらの政策への反映状況については、総務省ホームページ（[https://www.soumu.go.jp/main\\_content/001055728.pdf](https://www.soumu.go.jp/main_content/001055728.pdf)）参照

表 3-19 経済産業省の政策評価の結果の政策への反映状況（事前評価・事後評価）  
（事前評価）

（単位：件）

	研究開発	公共事業	政府開発 援助	規制	租税特別 措置等	一般分野	計
評価実施件数	0	3	0	22	20	0	45
予算要求への反映	0	0	0	0	0	0	0
機構・定員要求への反映	0	0	0	0	0	0	0

（事後評価）

（単位：件）

	実施中の政策（未着手・未了を除く。）			未着手・ 未了の事 業等（公 共事業、 政府開発 援助等）	小計	完了後・ 終了時の 事業等 （研究開 発、公共 事業等）	合計
	一般分野	規制	租税特別 措置等				
評価実施件数	7	13	3	0	23	0	23
施策・事業の改善等を実施	7	1	0	0	8	/	
施策・事業の改善	7	1	0	0	8		
施策・事業の一部の廃止、 休止又は中止	0	0	0	0	0		
施策・事業の廃止、休止又 は中止	0	0	0	0	0		
これまでの取組を継続	0	12	3	0	15		
予算要求への反映	7	0	0	0	7		
機構・定員要求への反映	7	0	0	0	7		

- （注） 1 事前評価については、評価結果を踏まえ、法令改正、税制改正要望、事業の採択、予算要求等に反映することとしている。  
 2 「事後評価」の「評価実施件数」は、「施策・事業の改善等を実施」及び「これまでの取組を継続」を合計した数である。  
 3 「施策・事業の改善等を実施」の件数は、「施策・事業の改善」、「施策・事業の一部の廃止、休止又は中止」及び「施策・事業の廃止、休止又は中止」を合計した数である。  
 4 「事前評価」及び「事後評価」の「予算要求への反映」の件数は、「評価実施件数」の内数である。  
 5 「事前評価」及び「事後評価」の「機構・定員要求への反映」の件数は、「評価実施件数」の内数である。  
 6 各評価対象政策の評価結果及びこれらの政策への反映状況については、総務省ホームページ（[https://www.soumu.go.jp/main\\_content/001055730.pdf](https://www.soumu.go.jp/main_content/001055730.pdf)）参照

表 3-20 国土交通省の政策評価の結果の政策への反映状況（事前評価・事後評価）  
（事前評価）

（単位：件）

	研究開発	公共事業	政府開発 援助	規制	租税特別 措置等	一般分野	計
評価実施件数	64	392	0	46	16	0	518
予算要求への反映	9	5	0	0	0	0	14
機構・定員要求への反映	0	0	0	0	0	0	0

（事後評価）

（単位：件）

	実施中の政策（未着手・未了を除く。）			未着手・ 未了の事 業等（公 共事業、 政府開発 援助等）	小計	完了後・ 終了時の 事業等 （研究開 発、公共 事業等）	合計
	一般分野	規制	租税特別 措置等				
評価実施件数	47	37	8	490	582	72	654
施策・事業の改善等を実施	12	0	0	0	12		
施策・事業の改善	12	0	0	0	12		
施策・事業の一部の廃止、 休止又は中止	0	0	0	0	0		
施策・事業の廃止、休止又 は中止	0	0	0	0	0		
これまでの取組を継続	35	37	8	490	570		
予算要求への反映	44	0	0	9	53		
機構・定員要求への反映	2	0	0	0	2		

- （注） 1 事前評価については、評価結果を踏まえ、法令改正、税制改正要望、事業の採択、予算要求等に反映することとしている。  
 2 「事後評価」の「評価実施件数」は、「施策・事業の改善等を実施」及び「これまでの取組を継続」を合計した数である。  
 3 「施策・事業の改善等を実施」の件数は、「施策・事業の改善」、「施策・事業の一部の廃止、休止又は中止」及び「施策・事業の廃止、休止又は中止」を合計した数である。  
 4 「事前評価」及び「事後評価」の「予算要求への反映」の件数は、「評価実施件数」の内数である。  
 5 「事前評価」及び「事後評価」の「機構・定員要求への反映」の件数は、「評価実施件数」の内数である。  
 6 各評価対象政策の評価結果及びこれらの政策への反映状況については、総務省ホームページ（[https://www.soumu.go.jp/main\\_content/001055731.pdf](https://www.soumu.go.jp/main_content/001055731.pdf)）参照

表 3-21 環境省の政策評価の結果の政策への反映状況（事前評価・事後評価）  
（事前評価）

（単位：件）

	研究開発	公共事業	政府開発 援助	規制	租税特別 措置等	一般分野	計
評価実施件数	0	0	0	5	2	0	7
予算要求への反映	0	0	0	0	0	0	0
機構・定員要求への反映	0	0	0	0	0	0	0

（事後評価）

（単位：件）

	実施中の政策（未着手・未了を除く。）			未着手・ 未了の事 業等（公 共事業、 政府開発 援助等）	小計	完了後・ 終了時の 事業等 （研究開 発、公共 事業等）	合計
	一般分野	規制	租税特別 措置等				
評価実施件数	27	17	1	0	45	0	45
施策・事業の改善等を実施	5	0	0	0	5	/	
施策・事業の改善	5	0	0	0	5		
施策・事業の一部の廃止、 休止又は中止	0	0	0	0	0		
施策・事業の廃止、休止又 は中止	0	0	0	0	0		
これまでの取組を継続	22	17	1	0	40		
予算要求への反映	27	3	0	0	30		
機構・定員要求への反映	9	0	0	0	9		

- （注） 1 事前評価については、評価結果を踏まえ、法令改正、税制改正要望、事業の採択、予算要求等に反映することとしている。  
 2 「事後評価」の「評価実施件数」は、「施策・事業の改善等を実施」及び「これまでの取組を継続」を合計した数である。  
 3 「施策・事業の改善等を実施」の件数は、「施策・事業の改善」、「施策・事業の一部の廃止、休止又は中止」及び「施策・事業の廃止、休止又は中止」を合計した数である。  
 4 「事前評価」及び「事後評価」の「予算要求への反映」の件数は、「評価実施件数」の内数である。  
 5 「事前評価」及び「事後評価」の「機構・定員要求への反映」の件数は、「評価実施件数」の内数である。  
 6 各評価対象政策の評価結果及びこれらの政策への反映状況については、総務省ホームページ（[https://www.soumu.go.jp/main\\_content/001055733.pdf](https://www.soumu.go.jp/main_content/001055733.pdf)）参照

表 3-22 原子力規制委員会の政策評価の結果の政策への反映状況（事前評価・事後評価）  
（事前評価）

（単位：件）

	研究開発	公共事業	政府開発 援助	規制	租税特別 措置等	一般分野	計
評価実施件数	0	0	0	0	0	0	0
予算要求への反映	0	0	0	0	0	0	0
機構・定員要求への反映	0	0	0	0	0	0	0

（事後評価）

（単位：件）

	実施中の政策（未着手・未了を除く。）			未着手・ 未了の事 業等（公 共事業、 政府開発 援助等）	小計	完了後・ 終了時の 事業等 （研究開 発、公共 事業等）	合計
	一般分野	規制	租税特別 措置等				
評価実施件数	5	2	0	0	7	0	7
施策・事業の改善等を実施	0	0	0	0	0	/	
施策・事業の改善	0	0	0	0	0		
施策・事業の一部の廃止、 休止又は中止	0	0	0	0	0		
施策・事業の廃止、休止又 は中止	0	0	0	0	0		
これまでの取組を継続	5	2	0	0	7		
予算要求への反映	5	0	0	0	5		
機構・定員要求への反映	5	0	0	0	5		

- （注） 1 事前評価については、評価結果を踏まえ、法令改正、税制改正要望、事業の採択、予算要求等に反映することとしている。  
 2 「事後評価」の「評価実施件数」は、「施策・事業の改善等を実施」及び「これまでの取組を継続」を合計した数である。  
 3 「施策・事業の改善等を実施」の件数は、「施策・事業の改善」、「施策・事業の一部の廃止、休止又は中止」及び「施策・事業の廃止、休止又は中止」を合計した数である。  
 4 「事前評価」及び「事後評価」の「予算要求への反映」の件数は、「評価実施件数」の内数である。  
 5 「事前評価」及び「事後評価」の「機構・定員要求への反映」の件数は、「評価実施件数」の内数である。  
 6 各評価対象政策の評価結果及びこれらの政策への反映状況については、総務省ホームページ（[https://www.soumu.go.jp/main\\_content/001055734.pdf](https://www.soumu.go.jp/main_content/001055734.pdf)）参照

表 3-23 防衛省の政策評価の結果の政策への反映状況（事前評価・事後評価）  
（事前評価）

（単位：件）

	研究開発	公共事業	政府開発 援助	規制	租税特別 措置等	一般分野	計
評価実施件数	8	0	0	10	2	0	20
予算要求への反映	8	0	0	0	0	0	8
機構・定員要求への反映	3	0	0	0	0	0	3

（事後評価）

（単位：件）

	実施中の政策（未着手・未了を除く。）			未着手・ 未了の事 業等（公 共事業、 政府開発 援助等）	小計	完了後・ 終了時の 事業等 （研究開 発、公共 事業等）	合計
	一般分野	規制	租税特別 措置等				
評価実施件数	0	0	0	0	0	0	0
施策・事業の改善等を実施	0	0	0	0	0	/	
施策・事業の改善	0	0	0	0	0		
施策・事業の一部の廃止、 休止又は中止	0	0	0	0	0		
施策・事業の廃止、休止又 は中止	0	0	0	0	0		
これまでの取組を継続	0	0	0	0	0		
予算要求への反映	0	0	0	0	0		
機構・定員要求への反映	0	0	0	0	0		

- （注） 1 事前評価については、評価結果を踏まえ、法令改正、税制改正要望、事業の採択、予算要求等に反映することとしている。  
 2 「事後評価」の「評価実施件数」は、「施策・事業の改善等を実施」及び「これまでの取組を継続」を合計した数である。  
 3 「施策・事業の改善等を実施」の件数は、「施策・事業の改善」、「施策・事業の一部の廃止、休止又は中止」及び「施策・事業の廃止、休止又は中止」を合計した数である。  
 4 「事前評価」及び「事後評価」の「予算要求への反映」の件数は、「評価実施件数」の内数である。  
 5 「事前評価」及び「事後評価」の「機構・定員要求への反映」の件数は、「評価実施件数」の内数である。  
 6 各評価対象政策の評価結果及びこれらの政策への反映状況については、総務省ホームページ（[https://www.soumu.go.jp/main\\_content/001055735.pdf](https://www.soumu.go.jp/main_content/001055735.pdf)）参照

表4 令和7年度に休止又は中止することとした公共事業等

(単位：億円)

公共事業等名	個別事業名	分類	総事業費	残事業費
外務省1事業				
政府開発援助	マディヤ・プラデシュ州 地方給水計画（インド）	中止	554.7	554.7
合計	1事業	—	554.7	554.7

(注) 総事業費及び残事業費は、1,000万円未満を切り捨てて記載している。

表5 公共事業等の休止又は中止事業数及び総事業費

(上段：事業数、下段：総事業費（単位：億円）)

年度	外務省	厚生労働省	農林水産省	経済産業省	国土交通省	合計
平成14	—	—	8 (338)	—	37 (11,353)	45 (11,691)
15	4 (505)	2 (194)	1 (14)	3 (1,217)	43 (6,940)	53 (8,870)
16	3 (481)	1 (68)	3 (17)	2 (1,430)	16 (1,330)	25 (3,326)
17	—	5 (1,540)	13 (238)	1 (435)	22 (6,188)	41 (8,401)
18	—	8 (1,398)	3 (56)	4 (685)	13 (919)	28 (3,058)
19	1 (60)	3 (186)	4 (59)	—	5 (324)	13 (629)
20	—	3 (722)	4 (37)	3 (335)	12 (1,722)	22 (2,816)
21	—	2 (21)	3 (49)	1 (171)	8 (2,353)	14 (2,594)
22	1 (159)	4 (803)	1 (14)	—	3 (5)	9 (981)
23	1 (2)	—	6 (211)	—	10 (2,534)	17 (2,746)
24	—	4 (145)	2 (122)	—	15 (4,468)	21 (4,735)
25	1 (195)	1 (6)	2 (75)	—	10 (2,307)	14 (2,583)
26	—	5 (460)	—	—	1 (—)	6 (460)
27	—	4 (251)	1 (27)	—	3 (923)	8 (1,201)
28	1 (10)	—	—	—	1 (1,717)	2 (1,727)
29	—	—	—	—	—	—

年度	外務省	厚生労働省	農林水産省	経済産業省	国土交通省	合計
30	1 (18)	1 (24)	—	—	—	2 (42)
令和 元	2 (208)	2 (64)	—	—	—	4 (271)
2	1 (370)	—	—	—	—	1 (370)
3	1 (629)	2 (89)	—	—	1 (47)	4 (765)
4	1 (17)	1 (25)	1 (17)	—	—	3 (59)
5	1 (35)	—	—	—	—	1 (35)
6	—	—	—	—	1 (60)	1 (60)
7	1 (555)	—	—	—	—	1 (555)
合計	20 (3,244)	48 (5,996)	52 (1,274)	14 (4,273)	201 (43,190)	335 (57,975)

- (注) 1 総事業費は、行政機関ごとに1億円未満を四捨五入して記載しているため、行政機関ごとの総事業費の合計額と合計欄（右欄）に記載された金額は一致しない場合がある。
- 2 外務省の総事業費は、政府開発援助の供与限度額としている。
- 3 平成25年度における国土交通省の10事業のうち1事業は、事業全体の一部（整備計画区間から既成区間を除いた区間）が評価対象であるが、総事業費は、既成区間と併せて一括採択された事業費である。
- 4 平成26年度における国土交通省の1事業は、実施計画調査段階であり、事業の具体的な内容の検討を行っていた状況であったため、総事業費については未定であったことから、総事業費は計上していない。
- 5 平成28年度における国土交通省の1事業は、渇水対策容量をダムで確保する案（A案：1,717億円）及び渇水対策容量を近隣の湖で確保する案（B案：1,311億円）の二つの案を検討対象としてダム検証を行ったが、本表ではA案における総事業費を記載している。

## 2 評価専担組織としての総務省が行う政策の評価

### (1) 政策の評価に関する計画

各行政機関の枠を超えた評価専担組織としての総務省は、法第12条において、各行政機関の政策について、政府全体としての統一性を確保する見地又は総合的な推進を図る見地から、統一性又は総合性を確保するための評価を行う（第1項）とともに、各行政機関の政策評価の実施状況を踏まえ、政策評価の客観的かつ厳格な実施を担保するための評価を行う（第2項）ことと規定されている。これらの評価に関しては、法第13条第1項において、総務大臣は、毎年度、当該年度以降の3年間についての法第12条第1項及び第2項の規定による評価に関する計画を定めなければならないとされ、法第13条第2項において、この計画で定めなければならない事項が規定されている。

総務省は、令和7年度以降の3年間についての政策の評価に関する計画を、表6のとおり定め、「令和7年度行政評価等プログラム」に掲載し、法第12条の規定に基づく評価を重点的かつ計画的に実施することとしている。

表6 総務省が行う政策の評価に関する計画の主な規定内容

① 評価の実施に関する基本的な方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 総務省が行う統一性又は総合性を確保するための評価は、政府全体として目指す一定の方向性の下に、重要性・必要性等を見極めた上で統一性又は総合性を確保する必要のある政策について積極的に実施する。 また、EBPM推進のための政策効果の把握・分析手法の実証的共同研究の成果を活用し、総務省が行う統一性又は総合性を確保するための評価の充実・強化を図る。</li> <li>○ 政策評価の客観性を担保するための評価活動については、次のとおり取り組む。             <ul style="list-style-type: none"> <li>① 各行政機関における政策評価の実施状況について、管区行政評価局等の現地調査機能も活用し、情報の収集・分析を行う。</li> <li>② 各行政機関が実施した政策評価について、必要な点検を行い、関係機関に結果を通知し、公表する。また、政策評価の改善の検討状況も踏まえつつ、点検の見直し・改善の検討を行う。</li> </ul> </li> </ul>
② 令和7年度から9年度までの3年間に実施する評価のテーマ	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 統一性又は総合性を確保するための評価             <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 令和5年度から引き続き実施                 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 生活道路における交通安全対策</li> </ul> </li> </ul> </li> </ul>
③ 評価の実施に関する重要事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 評価の実施に当たっては、評価の中立性及び公正性の確保並びに評価の質の向上を図る観点から、学識経験者の知見を活用する。その際、特に、評価の設計や分析に関し、政策評価審議会の調査審議に付議する。</li> <li>○ 勧告に対する各行政機関の改善措置状況をフォローアップし、政策への反映状況と政策効果を十分に確認する。</li> <li>○ 「政策評価に関する情報の公表に関するガイドライン」（平成22年5月28日政策評価各府省連絡会議了承）を踏まえて、総務省が行う政策の評価に関する情報を公表する。</li> </ul>

なお、総務省は、法第13条に基づく計画について、行政を取り巻く情勢の変化を踏まえて毎年度見直し・改定を行っており、令和8年度以降の3年間の計画については、「令和8年度行政評価等プログラム」に掲載し、公表している。また、これらについては、総務省ホームページで国民からの意見・要望を広く求めている（[https://www.soumu.go.jp/menu\\_news/s-news/hyouka\\_260331000188794.html](https://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/hyouka_260331000188794.html)）。

## (2) 政策の評価の実施状況等

### ア 統一性又は総合性を確保するための評価

総務省が行う統一性又は総合性を確保するための評価として令和7年度に評価結果を取りまとめた「生活道路における交通安全対策」については、表7のとおり、評価結果の政策への反映状況が総務省に報告されている。

表7 評価の結果の政策への反映状況等

テーマ名	生活道路における交通安全対策に関する政策評価（総合性確保評価） (意見通知・公表日：令和7年6月27日)
関係行政機関	国土交通省 国家公安委員会（警察庁）
<p>○ 評価の観点 生活道路における交通安全対策に関する政策について、市区町村ごとに、現場において実施されている交通安全対策の違いが生活道路での交通事故件数の減少とどのように関係しているか等を分析・評価</p> <p>○ 評価の結果の概要 「第11次交通安全基本計画」（令和3年3月29日中央交通安全対策会議決定）では、生活道路における交通安全施設及び法定外表示（以下「施設」という。）整備について、事故の多いエリアなどで効果的・効率的な対策を講ずること、ビッグデータを活用して潜在的高リスク箇所<sup>(注3)</sup>を解消することなどが挙げられている。</p> <p>しかし、当省の調査結果では、市区町村では住民要望や通学路合同点検で把握した危険箇所への施設整備を検討することが基本となっており、事故発生箇所や事故リスクが高い箇所を踏まえた整備を基本とする市区町村は少数となっていた。整備する施設の内容についても、事故実績や内容を把握せずに、現場の道路・交通環境を踏まえ担当職員の経験に基づき決定することを基本とする市区町村が多かった。</p> <p>こうした状況を踏まえると、国土交通省及び警察庁は、生活道路における交通安全対策を更に推進する観点から、次の1から7までの取組を行うことが望まれる。これにより、市区町村が各種データを活用して、事故の発生箇所や内容を把握した上で施設を整備する取組が推進され、事故の減少につながることを期待される。</p>	
意見	政策への反映状況
<p>1 市区町村が施設を整備するに当たっては、事故実績や内容を把握した上で、整備箇所の選定や施設内容の決定を行うことが有効であることを周知・啓発すること。</p> <p>また、上記の事故実績等の把握に当たり、市区町村が円滑にオープンデータ<sup>(注4)</sup>（以下「OD」という。）を活用できるよう、データを地図化する方法を示した手順書等の作成や研修に取り組むこと。</p>	<p>（国土交通省）</p> <p>○ 令和7年8月1日付けの市区町村等の交通安全対策におけるデータ活用に関する事務連絡（「地方公共団体におけるデータを活用した生活道路の交通安全対策推進について」（令和7年8月1日付け道路局環境安全・防災課課長補佐、道路交通安全対策室企画専門官及び国道・技術課課長補佐連名事務連絡）。以下「令和7年事務連絡」という。）や都道府県ごとに設置している交通安全推進連絡会議（以下「安推連」という。）等において、事故実績や内容を把握した上で、整備箇所の選定や施設内容の決定を行うことが有効であることを市区町村に周知した。</p> <p>○ 警察庁と合同で「オープンデータを用いた交通事故発生箇所の地図化マニュアル」（令和7年7月国土交通省道路局、警察庁交通局。以下「マニュアル」という。）を作成し、令和7年7月に国土交通省のホームページに公表するとともに、令和7年事務連絡や生活道路における交通安全対策実務者向けセミナー（以下「セミナー」という。）など市区町村が参加する研修等の場において、マニュアルを積極的に活用するよう周知した。また、道路関連のデータを一元的</p>

	<p>に集約した「道路データプラットフォーム」にODの事故情報を反映し、市区町村が事故の発生箇所・概況を容易に把握できるようにした。</p>
<p>2 ODやETC2.0 加工情報<sup>(注5)</sup>等の各種データを活用して事故多発箇所や潜在的高リスク箇所の把握に努めるよう市区町村に働きかけるとともに、これらの箇所を把握して施設整備に取り組んでいる事例を紹介すること等により、市区町村における当該取組を推進すること。あわせて、ETC2.0加工情報は、ゾーン対策以外にも活用できることを市区町村に周知すること。</p>	<p>(国土交通省)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 令和7年事務連絡や安推連等において、ODやETC2.0加工情報等の各種データを活用して事故多発箇所や潜在的高リスク箇所を把握した交通安全対策事例を紹介することにより、これらの箇所の把握に努めるよう市区町村に働きかけた。</li> <li>○ 令和7年事務連絡や安推連等において、ゾーン対策以外の交通安全対策にもETC2.0加工情報が活用可能であることを市区町村に周知した。</li> <li>○ 市区町村等がETC2.0の未加工データを交通安全対策等に利活用できるよう、当該データを市区町村等に貸与の上、これを利活用する際の課題を把握する試行的な取組を開始し、令和7年9月に当該取組への調査協力者として22団体を採択した。</li> </ul>
<p>3 市区町村が行う施設整備の内容の検討に資するよう、事故内容を踏まえて施設整備を行った事例を取りまとめて研修等で紹介するなど情報提供に取り組むこと。また、施設整備に関する研修を実施するに当たっては、ウェブ開催により市区町村からの参加者を増加させるなど、その充実に取り組むこと。</p>	<p>(国土交通省)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 令和7年事務連絡や安推連等において、市区町村が行う施設整備の内容の検討に資するよう、事故内容を踏まえて施設整備を行った事例を紹介するなど、情報提供に取り組んだ。</li> <li>○ セミナーについて、市区町村が参加しやすくなるようウェブ形式で開催し、さらに、セミナーに参加できない場合でも学べるよう講義アーカイブを国土交通省のホームページに掲載するなど、地方公共団体向けの研修の充実に取り組んだ(計3回の研修に延べ554市区町村が参加)。</li> </ul>
<p>4 国土交通省によるODを地図化する方法等を示した手順書等の作成や研修の取組に対し協力をを行うこと。 また、都道府県警察が公表している交通事故マップ(以下「都道府県警察事故マップ」という。)が市区町村による交通安全対策の検討に資するものとなるよう、都道府県警察事故マップに関し都道府県警察が市区町村の意見の把握に努めるなどの取組を推進すること。</p>	<p>(警察庁)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 国土交通省と合同でODのマニュアルを作成し、令和8年1月に警察庁のホームページに公表するとともに、国土交通省が市区町村等に向けて開催する研修等の場に警察庁から講師を派遣した。</li> <li>○ 令和8年1月に発出した「市区町村における生活道路の交通安全対策の推進に資する取組の実施について(通達)」(令和8年1月30日付け警察庁丁交企発第13号、丁規発第20号警察庁交通局交通企画課長及び交通規制課長連名通達。以下「令和8年通達」という。)において、都道府県警察に対し、都道府県警察事故マップについて、市区町村との会議等の場で聴取した市区町村からの意見・要望も参考にしつつ、市区町村において活用されることを念頭に内容の充実に向けた検討を行うことを指示した。</li> </ul>

<p>5 都道府県警察が把握した事故リスクが高い箇所や必要な安全対策について、市区町村に情報提供を行っている都道府県警察の事例も踏まえ、交通状況等に応じ、市区町村の要望も勘案しながら、市区町村に必要な情報を提供するよう都道府県警察に対し指導すること。</p>	<p>(警察庁)</p> <p>○ 令和8年通達において、都道府県警察に対し、市区町村との会議等の場を活用して、市区町村からの意見・要望を聴取した上で、市区町村から都道府県警察が把握した事故リスクが高い箇所や必要な安全対策について個別に提供に係る要望を受けた場合には、必要なデータの提供を行うことに努めるよう指示した。</p>
<p>6 国土交通省が行う、市区町村による施設整備内容の検討に資するための事例の取りまとめや研修の充実の取組について、協力を行うこと。</p>	<p>(警察庁)</p> <p>○ 国土交通省が行った市区町村による施設整備内容の検討に資するための事例の取りまとめに協力するとともに、国土交通省が市区町村等に向けて開催する研修等の場に警察庁からも講師を派遣し、施設整備内容の検討に資する事例紹介や、整備に当たっての市区町村と都道府県警察との連携を促す講義を実施した。</p>
<p>7 市区町村が行う施設整備の内容の検討に資するよう、事故内容に関するODの情報の充実等について検討すること。</p> <p>また、市区町村から要望がある場合には事故に関する統計情報を都道府県警察が可能な範囲で提供するなど、協力を行うよう都道府県警察に対し指導すること。</p>	<p>(警察庁)</p> <p>○ 交通事故統計情報のOD化項目の充実について検討し、当事者<sup>(注6)</sup>種別の項目の追加を令和7年9月に行い、都道府県警察に周知した。</p> <p>○ 令和8年通達において、都道府県警察に対し、市区町村との会議等の場を活用して警察庁が公表する交通事故統計情報や都道府県警察が発信している交通事故分析結果の活用を促すとともに、市区町村からの意見・要望を聴取し、積極的に市区町村が必要とする情報の提供に努めることを指示した。</p>

- (注) 1 「関係行政機関」欄には、総務省が法第16条第2項の規定に基づき、必要な意見を付した評価書を送付した行政機関を記載した。
- 2 「政策への反映状況」は、意見通知・公表日(令和7年6月27日)以降、令和8年3月末現在までに関係行政機関がとった措置である。
- 3 事故は発生していないがリスクが高いと考えられる箇所
- 4 警察庁が公開している交通事故統計情報
- 5 国道等に設置されている路側機と、車両に搭載された車載器が通信をすることにより、車両の経路、時間、急制動等のデータを収集し、分析・加工したもの
- 6 交通事故の当事者をいう(乗用車、二輪車、自転車等)。
- 7 評価の結果の詳細は、総務省ホームページ([https://www.soumu.go.jp/menu\\_news/s-news/hyouka\\_250627000182952.html](https://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/hyouka_250627000182952.html))参照

## イ 政策評価の客観的かつ厳格な実施を担保するための評価活動

総務省は、令和7年度に、政策評価の客観的かつ厳格な実施を担保するための評価活動として、表8のとおり、各行政機関が実施した政策評価について点検した。

表8 政策評価の客観的かつ厳格な実施を担保するための評価活動の実施状況

### 【規制に係る政策評価の点検】

#### ○ 目的

規制に係る政策評価の点検は、各行政機関における規制の政策評価の実施状況を把握し、改善に向けた具体的な手法の提示や推奨事例の横展開による評価の質の向上を図るとともに、規制の政策評価全般の更なる改善に向けた検討に資することを目的に実施するものである。

#### ○ 点検活動の概要

法令により新設・改廃される規制に関し、各行政機関が令和6年度に実施した規制の政策評価のうち、評価の実施が義務付けられている288件（事前評価152件、事後評価136件）について点検を実施し、7年7月22日に点検結果を各行政機関に通知・公表した。

#### ○ 点検結果の概要

点検に当たっては、「規制の政策評価の実施に関するガイドライン」（平成19年8月24日政策評価各府省連絡会議了承。令和6年3月15日一部改正）を踏まえ、規制の政策評価を行う際に重点的に取り組むべき項目（効果及び負担の定量化等）を設定し、その実施状況を中心に確認した。点検では、事前評価において、効果及び負担の定量化率が前年度実績に比べてそれぞれ20%ポイント以上の改善が図られた一方で、規制対象者数が評価時点では不明であることや規制対象物の構造が区々であることなどを理由に、定量化への対応がないものもみられた。

また、規制の新設・改廃の検討に際して、国民の意見表明・意見提出の機会の確保の観点から行うものとされている、規制の影響を受ける利害関係者からの意見聴取の実施状況を確認したところ、合理的な理由なく実施していないものがみられた。

#### （主な指摘事項）

- ・ 規制対象が区々であることなどを理由に効果及び負担を定性的な記載にとどめるのではなく、一定の仮定を置いて定量化するよう求めるとともに、工夫して定量化に努めている例を推奨事例として各行政機関に共有した。
- ・ 事前評価時点では、効果及び負担の定量化が困難な場合は、事後評価に向けてどのように定量化していくかを評価書に記載して、事後評価書でその結果を記載するよう求めた。
- ・ パブリック・コメントを行っていることを理由に利害関係者からの意見聴取を行っていないとしているものについて、パブリック・コメントは、利害関係者からの意見聴取と異なる趣旨・目的で行われるものであり、利害関係者からの意見聴取を行わない理由とはならない旨を指摘した。

詳細は、総務省ホームページ（規制に係る政策評価の点検結果）参照（[https://www.soumu.go.jp/main\\_content/001021204.pdf](https://www.soumu.go.jp/main_content/001021204.pdf)）

### 【租税特別措置等に係る政策評価の点検】

#### ○ 目的

租税特別措置等に係る政策評価の点検は、毎年度の税制改正要望の際に各行政機関が実施した租税特別措置等に係る政策評価を対象として、その客観性及び厳格性についての点検を実施することで、税制改正作業に対し有用な情報を提供するとともに、国民への説明責任を果たすことを目的とするものである。

## ○ 点検活動の概要

令和7年度は、各行政機関に実施が義務付けられている法人税、法人住民税又は法人事業税に係る租税特別措置等に係る事前評価40件（9行政機関）を点検し、7年11月25日にその結果を取りまとめ、各行政機関及び税制当局に通知・公表した。

点検に当たっては、「租税特別措置等に係る政策評価の実施に関するガイドライン」（平成22年5月28日政策評価各府省連絡会議了承。平成25年8月5日一部改正）において評価書に記載が求められている項目の中から、政策目的の実現に向けた手段としての「有効性」及び「相当性」に重点を置き、点検項目として「達成目標」、「過去の適用数」、「将来の適用数」、「過去の減収額」、「将来の減収額」、「過去の効果」、「将来の効果」及び「他の政策手段」を設定した。

点検は、政府全体で進められているEBPMの取組も踏まえ、各項目について、適切な論理関係及び客観的なデータに基づき分析・説明されているかを中心に行うこととし、分析・説明の内容が不十分と思われる点については、点検プロセスにおいて各行政機関に補足説明を求め、それでも改善がみられなかった場合、その点を課題として指摘することとした。

## ○ 点検結果の概要

全体の状況としては、点検プロセスにおける各行政機関の補足説明によって、各項目について分析・説明の内容に改善がみられたが、「過去の効果」及び「将来の効果」の分析・説明を中心に十分とは言い難い状況にあった。

また、客観的なデータがその算定根拠とともに示されていないものの割合を点検項目別にみると、達成目標は32.5%（13/40件）、過去の適用数は2.9%（1/34件）、将来の適用数は15.0%（6/40件）、過去の減収額は14.7%（5/34件）、将来の減収額は25.0%（10/40件）、過去の効果は32.4%（11/34件）、将来の効果は52.5%（21/40件）であった。

なお、分析・説明がされていない項目が残っている著しく不十分な評価書も10件あった。

### （主な指摘事項）

- ・ 具体的な達成目標が示されておらず、その効果も把握されていないため、租税特別措置等が達成目標の実現に有効な手段であるのか明らかでない。
- ・ 将来の達成目標の実現見込みや適用数が予測されていないため、租税特別措置等が達成目標の実現にどの程度寄与するのか明らかでない。

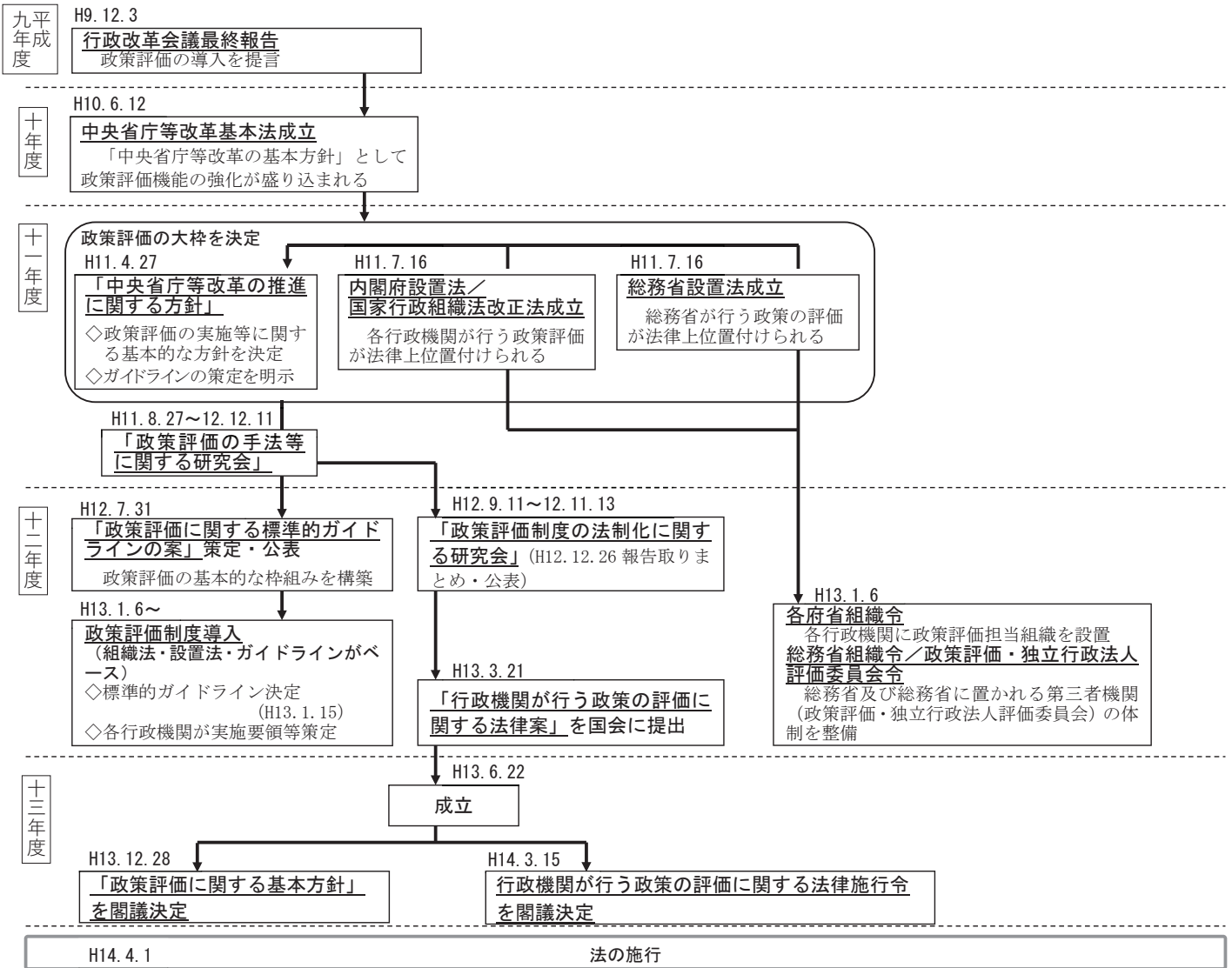
詳細は、総務省ホームページ（租税特別措置等に係る政策評価の点検結果）参照（[https://www.soumu.go.jp/menu\\_news/s-news/hyouka\\_251125000185833.html](https://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/hyouka_251125000185833.html)）



## IV 政策評価制度に関する主な経緯



# 1 政策評価制度に関する主な経緯



	制度の展開等	各行政機関が行う政策評価	総務省が行う統一性又は総合性を確保するための評価 複数行政機関にまたがる政策を評価	総務省が行う政策評価の客観的かつ厳格な実施を担保するための評価活動 各行政機関が行った「自己評価」に対する総務省による検証活動
十四年度		10,930 件	<ul style="list-style-type: none"> <li>個別テーマの勧告等</li> <li>地域輸入促進に関する政策評価 (H15. 1. 28 意見通知)</li> <li>容器包装のリサイクルの促進に関する政策評価 (H15. 1. 28 意見通知)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>要件審査</li> <li>総括的審査 目標の設定など評価のポイントを点検</li> </ul>
十五年度		11,177 件	<ul style="list-style-type: none"> <li>リゾート地域の開発・整備に関する政策評価 (H15. 4. 15 意見通知)</li> <li>障害者の就業等に関する政策評価 (H15. 4. 15 意見通知)</li> <li>政府金融機関等による公的資金の供給に関する政策評価 (H15. 6. 6 意見通知)</li> <li>特別会計制度の活用状況に関する政策評価 (H15. 10. 24 意見通知)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>個別審査</li> <li>総括的審査 目標の設定など評価のポイントを点検</li> <li>内容点検 内容の点検の取組方針の検討・公表</li> </ul>
十六年度	H16. 10. 1 ◇規制影響分析の試行的実施(～19. 9. 30)	9,428 件	<ul style="list-style-type: none"> <li>経済協力(政府開発援助)に関する政策評価 (H16. 4. 2 意見通知)</li> <li>検査検定制度に関する政策評価 (H16. 4. 2 意見通知)</li> <li>少子化対策に関する政策評価 (H16. 7. 20 意見通知)</li> <li>湖沼の水環境の保全に関する政策評価 (H16. 8. 3 意見通知)</li> <li>留学生の受入れ推進施策に関する政策評価 (H17. 1. 11 意見通知)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>個別審査</li> <li>総括的審査 法施行3年目の全体像を整理</li> <li>認定関連活動報告 11 件 (公共事業・一般分野の政策)</li> </ul>

制度の展開等

各行政機関が  
行う政策評価

総務省が行う統一性又は総合  
性を確保するための評価  
複数行政機関にまたがる政策  
を評価

総務省が行う政策評価の客観的かつ厳  
格な実施を担保するための評価活動  
各行政機関が行った「自己評価」に対す  
る総務省による検証活動

法施行後3年経過

十七年度

H17.12.16  
◇基本方針の閣議決定  
(旧方針を全部改定)  
◇「政策評価の実施に関  
するガイドライン」の  
策定

9,796件

大都市地域における大気環境の保全  
に関する政策評価  
(H18.3.31意見通知)

個別審査  
モデル事業評価審査  
総括的審査  
初めて府省別に整  
理・分析し、課題を提  
示

認定関連活動報告  
23件  
(公共事業・一般分野  
の政策)

十八年度

H19.3.30  
◇法施行令の一部改正  
◇基本方針の一部変更  
→事前評価の義務付け対  
象に規制を追加

3,940件

少年の非行対策に関する政策評価  
(H19.1.30意見通知)

個別審査  
モデル事業評価審査  
総括的審査  
府省ごとの課題の  
改善状況を確認

認定関連活動報告  
25件  
(公共事業・一般分野  
の政策)

十九年度

H19.8.24  
◇行政機関が行う政策  
の評価に関する法律  
施行規則の制定  
◇「規制の事前評価の実  
施に関するガイドラ  
イン」の策定

3,709件

リサイクル対策に関する政策評価  
(H19.8.10意見通知)

個別審査  
成果重視事業評価審査  
総括的審査  
規制の事前評価に  
ついて新たに点検

認定関連活動報告  
47件  
(公共事業・一般分野  
の政策)

H19.10.1  
◇規制の事前評価の義  
務付け開始

PFI事業に関する政策評価  
(H20.1.11勧告)

二十年度

H20.11.26  
◇平成19年度政策評価  
の重要対象分野の評  
価結果等について公  
表

7,088件

自然再生の推進に関する政策評価  
(H20.4.22勧告)

個別審査  
成果重視事業評価審査  
総括的審査  
点検項目の重点化

認定関連活動報告  
5件  
(公共事業：平成  
19年度継続)  
45件  
(公共事業・一般分  
野の政策)

外国人が快適に観光できる環境の整  
備に関する政策評価  
(H21.3.3勧告)

二十一年度

H21.12.16  
◇平成20年度重要政策  
の評価の結果等につ  
いて公表  
H22.1.12  
◇行政評価機能の抜本  
的強化ビジョンにつ  
いて公表

2,645件

配偶者からの暴力の防止等に関する  
政策評価  
(H21.5.26勧告)

個別審査  
成果重視事業評価審査  
規制の事前評価の審査  
総括的審査  
規制の事前評価に  
ついて個別に点検

認定関連活動報告  
4件  
(公共事業：平成  
20年度継続)  
35件  
(公共事業・一般分  
野の政策)

世界最先端の「低公害車」社会の構  
築に関する政策評価  
(H21.6.26勧告)

二十二年度

H22.5.25  
◇基本方針の一部変更  
H22.5.28  
◇法施行令の一部改正  
◇「政策評価に関する情  
報の公表に関するガ  
イドライン」の策定  
◇「租税特別措置等に係  
る政策評価の実施に  
関するガイドライン」  
の策定  
◇租税特別措置等の政  
策評価の義務付け開  
始

2,922件

バイオマスの利活用に関する政策評価  
(H23.2.15勧告)

点検  
※要件審査と内容点検は区分せず「点検」として整理  
成果重視事業評価審査 租税特別措置等評価の  
点検 219件  
規制の事前評価の点検 82件  
・租税特別措置等評価について初めて点検  
・公共事業に係る政策評価の平成22年度点  
検分について、23年3月に東日本大震災が  
発生したことを受け、翌年度まで継続して  
点検

	制度の展開等	各行政機関が行う政策評価	総務省が行う統一性又は総合性を確保するための評価 複数行政機関にまたがる政策を評価	総務省が行う政策評価の客観的かつ厳格な実施を担保するための評価活動 各行政機関が行った「自己評価」に対する総務省による検証活動
二十三年度	H24. 3. 27 ◇「政策評価の実施に関するガイドライン」の一部改正 ◇「目標管理型の政策評価の改善方針に係る取組について」の策定	2,748 件	児童虐待の防止等に関する政策評価 (H24. 1. 20 勧告)	租税特別措置等評価の点検 165 件 規制の事前評価の点検 85 件 公共事業に係る政策評価の点検 (22 年度点検分) 52 件 公共事業に係る政策評価の点検 (23 年度点検分) 11 件
二十四年度	H24. 4 ◇事前分析及び評価書の標準様式の導入	2,631 件	法曹人口の拡大及び法曹養成制度の改革に関する政策評価 (H24. 4. 20 勧告)	租税特別措置等評価の点検 163 件 規制の事前評価の点検 35 件 公共事業に係る政策評価の点検 13 件
二十五年度	H25. 4. 26 ◇「目標管理型の政策評価の改善方針に係る取組について」の一部改正 H25. 8. 5 ◇「租税特別措置等に係る政策評価の実施に関するガイドライン」の一部改正 H25. 12. 20 ◇「目標管理型の政策評価の実施に関するガイドライン」の策定	2,559 件	ワーク・ライフ・バランスの推進に関する政策評価 (H25. 6. 25 勧告)	租税特別措置等評価の点検 221 件 規制の事前評価の点検 54 件 公共事業に係る政策評価の点検 11 件
二十六年	H26. 4 ◇「目標管理型の政策評価」の標準化・重点化の導入	2,432 件	消費者取引に関する政策評価 (H26. 4. 18 勧告)	租税特別措置等評価の点検 133 件 規制の事前評価の点検 66 件 公共事業に係る政策評価の点検 (25 年度点検分) 3 件 公共事業に係る政策評価の点検 (26 年度点検分) 18 件
二十七年	H27. 4. 1 ◇「政策評価審議会」の発足 →政策評価・独立行政法人評価委員会を改組	2,657 件	食育の推進に関する政策評価 (H27. 10. 23 意見通知)	租税特別措置等評価の点検 93 件 規制の事前評価の点検 54 件 公共事業に係る政策評価の点検 8 件
二十八年		2,130 件		租税特別措置等評価の点検 71 件 公共事業に係る政策評価の点検 8 件
二十九年	H29. 7. 28 ◇基本方針の一部変更 ◇「規制の事前評価の実施に関するガイドライン」の一部改正	2,126 件	グローバル人材育成の推進に関する政策評価 (H29. 7. 14 勧告)	租税特別措置等評価の点検 40 件 公共事業に係る政策評価の点検 7 件

	制度の展開等	各行政機関が行う政策評価	総務省が行う統一性又は総合性を確保するための評価 複数行政機関にまたがる政策を評価	総務省が行う政策評価の客観的かつ厳格な実施を担保するための評価活動 各行政機関が行った「自己評価」に対する総務省による検証活動
三十年度		2,670件	クールジャパンの推進に関する政策評価 (H30.5.18 勸告)  農林漁業の6次産業化の推進に関する政策評価 (H31.3.29 勸告)	租税特別措置等評価の点検 59件 規制に係る政策評価の点検 112件
元令和年度		2,247件	高度外国人材の受入れに関する政策評価 (R1.6.25 意見通知)  女性活躍の推進に関する政策評価 (R1.7.2 意見通知)  地籍整備の推進に関する政策評価 (R1.12.6 勸告)	租税特別措置等評価の点検 38件 規制に係る政策評価の点検 120件 公共事業に係る政策評価の点検 (30年度点検分) 30件 公共事業に係る政策評価の点検 (令和元年度点検分) 12件
一年度	R3.3.17 ◇政策評価審議会提言の取りまとめ	2,076件	死因究明等の推進に関する政策評価 (R3.3.12 意見通知)	公共事業に係る政策評価の点検 22件 規制に係る政策評価の点検 195件 租税特別措置等評価の点検 42件
三年度		2,227件	外来種対策の推進に関する政策評価 (R4.2.15 意見通知)	規制に係る政策評価の点検 156件 租税特別措置等評価の点検 30件
四年度	R4.5.31 ◇政策評価審議会提言の取りまとめ  R4.12.21 ◇政策評価審議会答申の取りまとめ  R5.3.28 ◇基本方針の一部変更  R5.3.31 ◇「政策評価の実施に関するガイドライン」の一部改正	2,355件		規制に係る政策評価の点検 182件 租税特別措置等評価の点検 43件
五年度	R6.3.15 ◇「効果的な政策立案・改善に向けた政策評価のガイドライン」の策定 ◇「規制の政策評価の実施に関するガイドライン」の一部改正	2,504件	不登校・ひきこもりの子ども支援に関する政策評価 (R5.7.21 意見通知)	規制に係る政策評価の点検 298件 租税特別措置等評価の点検 36件

	制度の展開等	各行政機関が行う政策評価	総務省が行う統一性又は総合性を確保するための評価 複数行政機関にまたがる政策を評価	総務省が行う政策評価の客観的かつ厳格な実施を担保するための評価活動 各行政機関が行った「自己評価」に対する総務省による検証活動
六年度	R7. 1. 14 ◇「効果的な政策立案・改善に向けた政策評価のガイドライン」の改定	2,409 件		規制に係る政策評価の点検 177件 租税特別措置等評価の点検 31件
七年度	R7. 6. 27 ◇「効果的な政策立案・改善に向けた政策評価のガイドライン」の改定	2,426 件	生活道路における交通安全対策に関する政策評価 (R7. 6. 27 意見通知)	規制に係る政策評価の点検 288 件 租税特別措置等評価の点検 40 件

